

就農案内読本 2022

農業を仕事にしたい人の

完全攻略マニュアル



Be
Farmer

きっと見つかる あなたの農業

全国新規就農相談センター
(一般社団法人全国農業会議所)

<https://www.be-farmer.jp>

Tel.03-6910-1133 Mail : guide@nca.or.jp

農という生き方

農業は、自然と向き合う職業です。雨の日も風の日も、炎天下の日も極寒の日も作業をしなければいけないことがあります。時季によっては、朝は早くから夜は遅くまで作業することもあるでしょう。一方で、四季の変化を感じ取りながら、自然の中で伸び伸び働くことができる職業とも言えます。

また、農業経営者であれば自分の都合の良い時間で作業計画を立てることもできます。

ただし、自分一人で農業をすることは困難です。家族や地域の人との協力がなければ、農業を仕事としてやっていくことはできません。

独立して就農する場合、農業技術を習得することはもちろん、農業機械や農地、住居など、様々なものを準備する必要があります。就農への道のりは遠いと思う人もいるかもしれませんが、しかし、これまでに新規就農した先輩、農業技術の習得をサポートしてくれるベテラン農家や普及指導員、相談にのってくれる農業委員会・JAなど、就農を支える人がたくさんいることも事実です。

農業に興味がある、農業をやってみたい！という気持ちがあるのなら、きっと道は開けるでしょう。

INDEX もくじ

農業ってどんな仕事？	1	農業を始めるのに必要な5つの要素と確保のポイント	17
就農までのみちすじ	2	経営計画を立てるには	21
就農イメージに応じた対応方向	6	農村社会について	22
農業体験をする場合	8	自治体による新規就農支援の利用	24
農業法人等に就職する場合の基礎知識	10	就農後の留意事項	24
「農業法人」とは	10	知っておきたい主な農業関係の組織	24
農業法人への就職	11	就農を支援するさまざまな仕組み	26
就職先の農業法人を探す	12	農業技術習得の支援	26
求められる人材	12	農地等確保の支援	27
農業法人に就職する際の留意事項	13	資金確保の支援	27
農業法人等による雇用等（雇用就農資金）	13	青年等就農計画制度	28
研修を経て独立就農するための基礎知識	14	就農準備資金・経営開始資金	30
充実した研修を受けよう	14	経営発展支援事業	32
公的な研修を受けて独立就農するには	14	農業保険	33
法人就職から独立就農するには	15	全国新規就農相談センター	36
自ら農業経営を始めるための基礎知識	16	都道府県新規就農相談窓口一覧	44
めざす農業経営のビジョンを明確に	16		

農業ってどんな仕事？

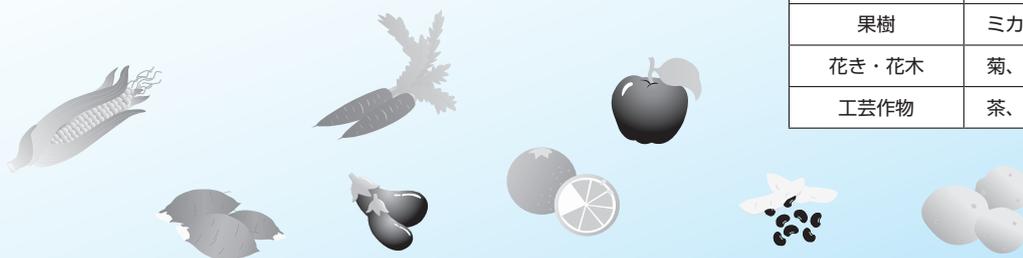
農業に関心がある、農業を始めたい・・・。
でも、農業ってどんな仕事？

農業は、土を耕して作物を育てる耕種農業と、家畜を育てる畜産の大きく2つに分けられます。国内生産額の約63%が耕種農業で、約36%が畜産です。農業では、作物や家畜の種類を「作目」として分類します。どの作目を選ぶかによって農業経営のやり方、仕事の内容が変わってきます。

耕種農業

耕種農業は、穀類、豆類、イモ類、野菜、果樹、花き・花木、工芸作物があります。野菜や果樹、花きは普通の畑で栽培する露地栽培と、ハウスの中で栽培する施設栽培に分けられます。

種類	例
穀類	米、麦、トウモロコシ
芋類	ジャガイモ、サツマイモ
豆類	ダイズ、アズキ
野菜	キュウリ、トマト、キャベツ、ナス
果樹	ミカン、リンゴ
花き・花木	菊、バラ
工芸作物	茶、タバコ



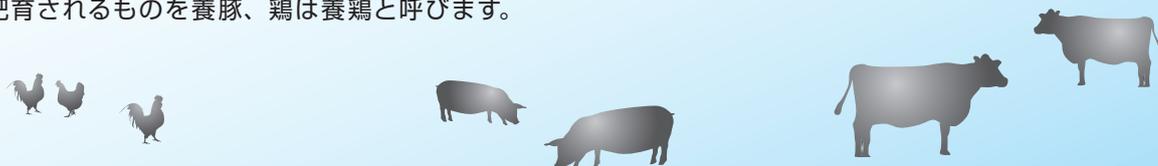
畜産

畜産は、家畜の大きさによって大家畜（牛、馬）、中家畜（豚、羊）、小家畜（鶏）に分類されます。

牛はさらに肉を生産する肥育経営（肥育用の子牛を生産する繁殖経営もある）と、牛乳やチーズなどの乳製品の原料となる生乳を搾る酪農に分けられます。

豚は肥育されるものを養豚、鶏は養鶏と呼びます。

種類	例
大家畜（牛、馬）	肥育・繁殖（肉）、酪農（生乳）
中家畜（豚、羊）	肥育（肉）
小家畜（鶏）	採卵、ブロイラー（肉）



6次産業化

生産した作物や畜産物を食品加工するなどして付加価値を高める経営の多角化も進んでおり、生産（1次）×加工（2次）×販売（3次）まで一貫した取組を6次産業化と呼んでいます。事業内容は食品加工（総菜、漬物、菓子等）、直販、レストラン、農業体験・交流などで、農業の楽しさと事業としての高い可能性を有しています。

就農 までのみちすじ

※実際にはいろいろなパターンやケースがあります。
記述はおおまかなモデルケースとお考えください。

情報や基礎知識の収集

- ① 農業を始めるための情報を集めたり、就農相談のために全国・都道府県などの相談窓口を訪ねてみる。また、こうした窓口を開設しているホームページなどで情報を集める。
- ② 就農相談会である「新・農業人フェア」に参加する。
- ③ 農業の基礎知識を身につける。

P3へ

体験・現場見学・短期研修

農業体験をする…………… P8へ

- 農業就業体験（農業インターンシップ、チャレンジ・ザ農業体験・研修）

農業法人へ就職する…………… P10へ

■ 求人情報の収集

相談センターのホームページや
ハローワーク

■ 就職活動

- ① 都道府県の新規就農相談窓口へ相談する。
- ② 就農相談会（新・農業人フェア等）に参加する。
- ③ 希望する地域・作目・労働条件を確認する。
- ④ 農業法人等へ電話・訪問する。

研修を経て独立・自営就農する…………… P14へ

■ 研修情報の収集

（農業法人・市町村等の受入支援情報）

■ 研修機関へ事前体験・ 申し込み・面接

独立・自営就農する…………… P16へ

■ めざす農業経営像を描こう

- ① どんな作物を栽培するか、作物を考える。
- ② 作目は単一の専作経営か、複数以上の複合経営か、経営のタイプを決める。
- ③ 露地栽培か施設栽培か、通常栽培か有機栽培か、栽培方法を決める。
- ④ 農作業に従事できる労働力と作目・経営タイプ・栽培方法の選択、経営規模などがマッチしているか、考える。
- ⑤ 選択作目や生活条件、都道府県、市町村の支援措置などから就農候補地を検討する。
- ⑥ 地域で生きていくためには人間関係が大切なので、できるだけ現地を訪ね、自分の脚で農地・住宅・研修先・生活・農業経営環境などの関連情報を収集する。

■ 5つの生産資源を取得しよう

技術や
ノウハウの習得

資金の
確保

農地の
確保

機械や施設の
確保

住宅の
確保

■ 営農計画の作成

生産計画、販売計画、資金計画を明確にする。

■ 就農

農業経営者としての第一歩が始まります。

1

情報収集・就農相談

■ 「全国新規就農相談センター／都道府県新規就農相談窓口」

農業に興味がある！農業を始めたい！農業法人に就職したい！田舎暮らしがしたい！そんな方々の相談をはじめ、受入支援情報や求人情報の提供などのお手伝いをしているのが全国新規就農相談センターと都道府県新規就農相談窓口です。

P36へ

■ 「農業をはじめ.jp」

“農業をはじめ.jp”では、職業として農業に興味を持たれた方、これから農業を始めたい方が、就農に向けて具体的なアクションを起こしていくために必要となる情報を一元的に閲覧できる、ポータルサイトです。

農業を始めるにあたっての検討状況や、体験・研修の実施状況など、皆様の状況に合わせて必要な情報を「就農を知る」、「体験する」、「相談する」、「研修／学ぶ」、「求人情報」、「支援情報」に分類しています。

P49へ

2

新・農業人フェア 農業法人合同会社説明会・新規就農相談会など

都市生活者の地方への移住をとまなう新規就農への関心が高まる中で、広く一般の方を対象とした「新・農業人フェア」が開催されています。同フェアは就農希望者の相談に応じ、新規就農の実際の方法や、農業法人等への就職希望者のために情報を提供します。農業法人や相談窓口のブースだけでなく、新規就農に関するセミナーもあり、有益な情報を得ることができます。現在では、多くの就農希望者が集まる一大イベントとなっています。

2022年度の開催日時は、裏表紙を参照して下さい。



移住をきっかけに農業の道へ

和歌山県紀の川市 いしごうおか だいすけ 石郷岡 大助 さん (43)

大阪でドラッグクィーンとして舞台に出演する傍ら、ドラッグクィーンの衣装を製作・販売していた石郷岡大助さん。衣装づくりで生地を広げるスペースが手狭になったことから、2017年7月に和歌山県紀の川市に移住。農業と出会ったのは、この移住がきっかけだ。

紀の川市で住まい兼工房として借りたのは、昔ながらの庭付きの一軒家。その庭先で野菜の栽培を始めた。石郷岡さんは、「畑で取れる野菜はとてもおいしい。他の人にも食べてもらいたいと思った」と話す。そこで、和歌山県の農業大学校に1年間通い、栽培や経営などを学んだ。卒業後すぐに就農し、農園を「五風縁」と名付けた。

現在、約20%の農園で農薬や化成肥料を使わず、自然栽培でナスやトマトなどを中心とした多品目の野菜を栽培している。

取れた農産物は大阪で自らマルシェを開いて販売していたが、新型コロナウイルス感染症の影響もあり、現在は宅配による販売に切り替えている。月に2回程度、野菜の詰め合わせを契約先に送っており、「年間を通じて、収穫物ができるように作目や品種を工夫している」と話す。

現在もドラッグクィーンとして、月に2回程度、大阪で舞台に立っている。現在の仕事の比重は農業7、舞台3くらいだという。将来について、「子供はいないので、和歌山の農場を任せられる後継ぎを見つけて、東南アジアで農業をやりたい」と意欲を見せる。

(「全国農業新聞」2021年2月12日付)



地元に戻って夫妻で就農

滋賀県高島市 みなくち あつし 水口 淳さん さん (42)、りょうこ 良子 さん (43)

水口淳さんと良子さん夫妻は2014年1月に淳さんの地元の滋賀県高島市で新規就農し、みなくちファームを立ち上げた。就農前はアパレルの輸入・販売会社を経営していたという。

農業に参入するにあたり淳さんは、「付加価値を付けて売ることを考え、自然が豊かな地元の旧マキノ町に戻って有機栽培をすることにした」と振り返る。現在はトウモロコシや大根など約100種類の有機野菜と約50種類のハーブを栽培。また、地域特産の原木シタケ7000本も栽培し、近くの直売所などに出荷している。

就農後3年目頃から「うちの農地も使ってほしい」と言われるようになり、参入当初25%だった経営農地は5%にまで拡大している。淳さんは、「多くの人から農地を借りているので、圃場が28カ所に分かれている。

農業機械を移動するのが大変」と話す。

淳さんと良子さんは就農間もない頃に家族経営協定を締結した。淳さんは、「男女対等の共同経営が当たり前だし、農業は女性の方が向いている面がある」と話す。仕事は夫妻でうまく分担できているという。

二人は「里山体験」の事業にも取り組んでいる。良子さんは、「収穫体験だけでなく、まきを割って火を起こして食事を作るなど、自然を味わってもらえるよう工夫している」と話す。さらに、今春には「NŌHVA」という新ブランドを立ち上げ、乗馬や馬の世話などの体験も計画している。良子さんは、「馬を飼うのは初めてだが、頑張ってるってやっていきたい」とし、「いつかはここに住みたい」と感じてもらえるような体験を提供したい」と目を輝かせる。

(「全国農業新聞」2022年1月14日付)



祖父からの経営継承

石川県金沢市 ^{ただ} ^{れいな} 多田 礼奈 さん (28)

金沢市東部に位置する浅川地区。祖父が栽培を始めたことを機に生産者が増えた金沢ゆずの産地だ。「古くからあるものを守るためには新しい取り組みが欠かせない」と金沢ゆずの知名度向上に尽力している。

就農後、金沢ゆず部会に所属すると、品質はいいが、一部で物が余っている現状を知る。多くの人においしさや魅力を知ってもらうことが必要と就農2年目に「金沢ゆず香るん祭り」を企画。5500人を動員し、大成功を収めた。昨年、今年はコロナウイルスの影響で中止となったが、毎年11月に開催している。金沢ゆずの消費増加につながった。

経営を継いだのは、祖父の病気がきっかけだった。農業ができなくなり、「継いでくれないか」と声をかけられた。食を支える農業に職業としての魅力と可能性を感じて始めたことで、思いが一致。職業として農業を始めた。農園の名は、祖父の名をとり、きよし農園とした。

経営を継いだ翌月には祖父が他界。当初は栽培に苦労したが、多くの人から手助けを受けた。

ゆずは、収穫量の半分はピール煮などに加工。業務用に和菓子店などに卸している。今後も地域でできる規格外品などの廃棄を減らそうと、来春には加工場兼販売店舗をオープンする予定だ。近隣の桃やリンゴ農家からも規格外品を仕入れ、業務用の製菓材料を作る他、焼き菓子などの販売で消費者に農産物の魅力を伝えようと計画している。

「今後の目標は農産物の価値や魅力を高めること。消費者に地元こんなおいしいものがあると知ってほしい。それが、地域農業の活性化につながれば」と笑顔を見せる。

(「全国農業新聞」2021年10月15日付)



市独自の研修制度を活用して新規就農

広島市安芸区 ^{おかざき} ^{かずや} 岡崎 和也 さん (30)

Jリーグ2部のファジアーノ岡山などで活躍した岡崎和也さんは、引退後の2018年に広島市安芸区で新規就農した。

引退後の職業として農業を選んだ理由として岡崎さんは、「選手時代に通ったイタリア料理店のショーケースにきれいな野菜が並べられているのを見て、農家に憧れた」と振り返る。岡崎さんは高校卒業直後の10年にファジアーノ岡山に入団し、複数のチームで7年間サッカーに没頭。農業の知識は全く無かったという。そこで、広島市が独自事業として実施している新規就農希望者向けの研修制度「ひろしま活力農業経営者育成事業」に応募。1年8カ月間の研修を通じて、野菜の栽培技術と経営ノウハウを学んだ。

研修終了に合わせて広島市農業委員会に農地を紹介してもらい、約30坪の農地を借りることができた。就農時には同事業を活用して10棟のビニールハウスも整備した。現在は45坪にまで規模拡大し、14棟のハウスで小松菜や水菜など10種類の葉物野菜を周年栽培している。農産物の約7割は市場に、約3割は地元の直売所に出荷している。



また、中高生の職業体験を受け入れるなど、食育にも熱を注ぐ。岡崎さんは、「農業の良さを知ってもらい、将来は農業に就いてほしい」と話す。「そのためにも、農業で十分に稼げる場所を見せていきたい」と意欲をみせる。

元プロサッカー選手として、農業とプロスポーツの架け橋になりたいという。岡崎さんは、「ファジアーノ岡山や地元のサンフレッチェ広島などと連携し、プロ選手が農業に携わるような仕組みを作りたい」と夢を話す。

(「全国農業新聞」2022年2月11日付)

就農イメージに応じた対応方向

あなたの希望

対応方向

相談窓口

まずは農業体験をしたい



農業に関心があるが未経験なので、まずは農作業を体験したい

将来農業をしたいが、当面は今の仕事を続けつつ農業の勉強・体験をしたい

農業に関心があり、いろいろな農業現場を見て作業してみたい

農業体験・イベントなどに参加する

市民農園、滞在型市民農園を借りる

土・日、夏期休暇を利用して農業を体験する

農業インターンシップを受ける

全国の新規就農相談窓口にお問い合わせ

➡ P44, 45, 48

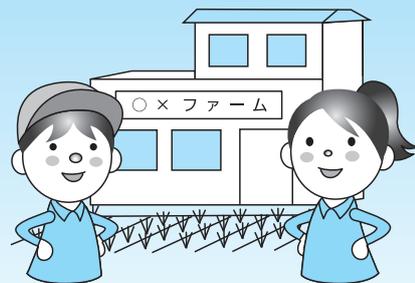
市町村役場にお問い合わせ

農業大学校や民間の研修教育施設にお問い合わせ

日本農業法人協会にお問い合わせ

➡ P8

農業法人等



農業法人で就職前に事前体験をしたい

農業法人に就職したい

農業法人に就職する

➡ P10

求人・研修情報を全国新規就農相談センターのホームページで検索

に就職したい



就職について
全般的なこ
とを知りたい

将来、独立して農業を
したいが、技術や資金
に乏しいため、まず農
業法人に就職し、農業
技術も学びつつ適性も
確かめたい

農業法人で
研修を受ける

➡ P15

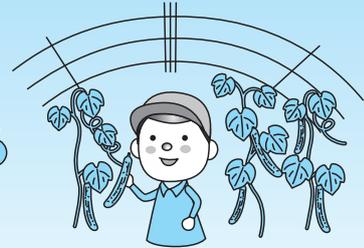
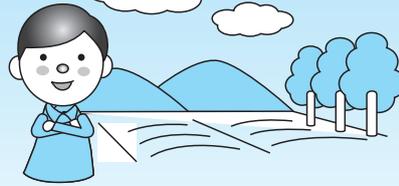
農業法人合同会社
説明会(新・農業人
フェア等)に参加

➡ P3、裏表紙

全国・都道府県
新規就農相談
窓口にお問い合わせ

➡ P44、45、48

独立して農業を始めたい



農業を始めるため
に必要な情報や事柄
など、全般的なこと
を知りたい

将来、農業経営を
したいが、技術や
資金が乏しいため、
生活を確保しなが
ら技術を学びたい

農業を始めるため、
資金や住宅の確保、
農地取得、技術習得
等の課題をクリアし
て、就農したい

国・県・市町村段階
の支援措置利用の
可能性を探る

➡ P14

酪農の場合、
酪農ヘルパー
を検討

全国・都道府県
新規就農相談
窓口にご相談

➡ P44、45、48

就農相談窓口で
相談しながら
就農をめざす

酪農ヘルパー
全国協会に相談

➡ P26

後継者がいない
農家の経営を引
き継ぐ

農業体験をする場合



農業就業体験

(1) 農業インターンシップ〔農業法人等での就業体験〕

全国の農業法人等での実践的な就業体験です。原則、経営者宅や寮などへの泊まり込みですので、農作業を体験するだけでなく、経営者と農業の魅力や経営などについて打ち解けて話すことが出来ます。体験期間は2日～6週間で、参加費用（保険含む）は原則無料（現地までの交通費は体験者の自己負担）です。

受け入れ先として、全国約200社の農業法人等が登録されており、全国新規就農相談センターのホームページ（<https://www.be-farmer.jp/experience/intern/>）で確認できます。ホームページにて詳細を確認の上、Webからご応募ください。

体験者の感想

農業の大変さと楽しさを味わえたことで就農に対する関心がいっそう深まりました。また、農業の現状を守ろうとしている人、これからの農業を変えていこうと考えている人などの意見を聞くことで自分が目指す理想の農業をイメージする助けとなりました。

お問い合わせ・お申し込み・運営

公益社団法人日本農業法人協会

〒102-0084 東京都千代田区二番町 9-8
中央労働基準協会ビル 1F
TEL : 03-6268-9500 FAX : 03-3237-6811

令和4年度 農業 インターンシップ

学生・社会人 OK

体験受入れは全国約 250か所!

参加者 随時募集中!

まずは体験してみよう!

参加費 無料

農業インターンシップは就業を希望する方や農業に興味のある方が農業法人等で行う短期間の就業体験です。農業インターンシップに参加して農業分野で働く魅力を見つけてください!

募集コース	一般体験コース	社会人週末体験コース	社会人週末体験コース
対象	学生、社会人	社会人のみ	社会人のみ
期間	連続した2日以上 6週間(42日間)以内 ※1日のみ体験は不可。	連続した2日以上 複数回組み合わせて行う就業体験 ※体験初日～最終日は原則2か月以内 間を置かず。	連続した2日以上 ※1日のみ体験は不可。
宿泊	あり	あり	あり

※宿泊を伴う上記の体験コースを原則とし、宿泊での実施が困難な場合に、体験者、受入先双方が合意した上で通いの体験も可とします。

募集要件

- 農業法人等への就業を希望する方、農業に関心のある方
- 満16歳以上
- 健康体で農作業ができる体力がある方
- 当協会が定める「農業インターンシップの目的とルール」を守るができる方

実施要項

【体験期間】 連続した2日以上6週間(42日間)以内
※体験期間は原則1日5時間、1週40時間以内。休日1週に2日以内を目安とします。

【参加費用】 無料
ただし、体験受入先までの交通費は自己負担となります。

【食事・宿泊費】 原則、体験受入先が負担
原則として飲食費も「社会人」にのみ負担とします。ただし、受入先が体験期間中の食費をすべて負担する場合があります。受入先が体験受入先が負担。

【傷害保険】 体験期間中は、傷害保険等(農業実習総合保険)に加入
保険料が負担者や参加者の手続などとは関係ない日本農業法人協会が負担。

（お問い合わせ（事務局））
公益社団法人 日本農業法人協会
〒102-0084 東京都千代田区二番町9-8 (中央労働基準協会ビル1F)
TEL: 03-6268-9500 / FAX: 03-3237-6811
E-mail: intern@jnf.or.jp

（お問い合わせ先）
ホームページからWeb応募が可能です。
（特定の職種にて、電話やメール応募も承ります。）

農業インターンシップ 農業をはじめ 検索

農業インターンシップは、農林水産省の補助事業として、(公)日本農業法人協会が運営しております。

(2) チャレンジ・ザ農業体験・研修〔学校での体験・研修〕

農業者を育成する専門学校（茨城県にある日本農業実践学園）と連携して行っている体験・研修活動で、1日間、3日間、5日間、1カ月間、3カ月間のコースがあります。

稲作、野菜など希望のコース（時期、作目）を選んで、随時申込みます（時期により、開設できないコースもあります）。

1 短期農業体験コース（原則、月～金曜日の早朝～夕方まで）

▶ 5日間.....	25,000円
▶ 3日間.....	14,000円
▶ 1日間.....	3,000円

2 中期農業研修コース（原則、月～土曜日の午前まで）

▶ 1カ月間.....	73,000円
-------------	---------

3 農業実践コース（原則、月～土曜日の午前まで）

▶ 3カ月間.....	203,000円
-------------	----------

※それぞれ、期間中の食費・宿泊費・研修費・傷害保険料等を含む。（但し、中期・農業実践コースの日・祝祭日の食事はありません。）

お問い合わせ・お申し込み

全国新規就農相談センター 一般社団法人全国農業会議所

〒102-0084 東京都千代田区二番町 9-8
中央労働基準協会ビル 2F
TEL : 03-6910-1133 FAX : 03-3261-5131

研修場所

日本農業実践学園

〒319-0315 茨城県水戸市内原町 1496
TEL : 029-259-2002 FAX : 029-259-2647
URL : <https://nnjg.ac.jp>



農業法人等に就職する場合の基礎知識

農業体験をする場合

農業法人に就職する

研修を経て独立する

自ら農業経営を始める

就農を支援するさまざまな仕組み

新規就農について相談する



「農業法人」とは

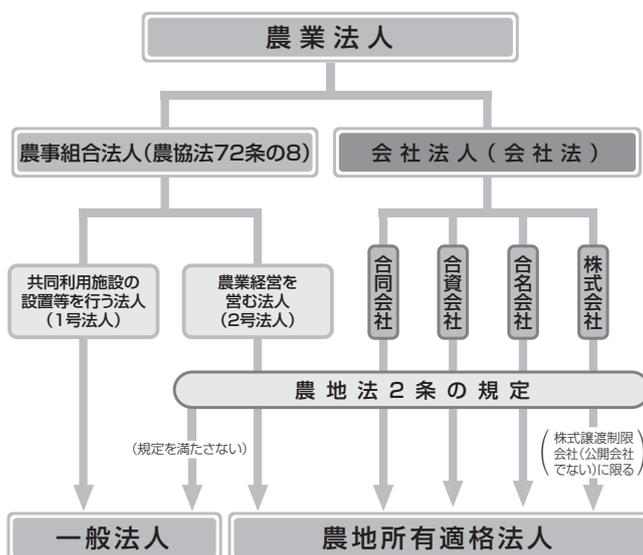
「農業法人」とは、株式会社や農事組合法人などの企業として農業を営む法人の総称です。

このうち、農業経営を行うために農地を借り入れたり買入れたりする（取得する）ことができる法人を「農地所有適格法人」といいます。全国で約19,550法人あります（2020年1月1日時点）。

農業法人は、家族だけで設立した法人（一戸一法人）から従業員が数百人といった大規模な法人まで様々なタイプがあります。経営作目も、稲作だけといった単一作目の法人

経営は少なく、ほとんどの法人がたとえば稲作と野菜作や果樹作を組み合わせるなど複合的な経営です。また、農業は6次産業（1×2×3次産業＝6次産業）といわれるように、生産に限らず加工・販売部門などへ経営を多角化して、観光農園や農村レストランなどに取り組む経営も増えています。

耕地面積の拡大や多角化する経営に対応するため、年間を通して雇用を必要とする農業法人が増えています。



※NPO法人や一般社団法人、社会福祉法人も一般法人として農業ができます。

農業法人への就職

就農には、①独立して自営の農業を始める（独立・自営就農）、②農業法人等に就職して従業員として農業に携わる（雇用就農）、という2つの道があります。

「独立・自営就農」のためには相当の資金と農業技術が必要とされますから、20～30歳代の若者たちにとって少しハードルが高くなります。しかし、「雇用就農」は、給与をもらいながら技術も身につけられます。生活を安定させた後に何年かして独立したいという若者たちにも、うってつけの就農スタイルです。

法人で農業をするには、雇用契約を締結せずに農業技術の習得を目的とした「研修」と、雇用契約を結ぶ「雇用

」の形があります。「研修」の場合には、研修費用を支払うものから、無報酬のものまで様々な形態があります。また、研修目的であっても雇用契約を締結する場合もあります。

農業法人への就職という就農スタイルは近年定着し、多くの農業法人にとって新規就農者は欠かせない存在となっています。農業法人での就業規則の整備が進み、労働保険や社会保険、その他福利厚生も整ってきています。ただ、給与水準はそれほど高くはないところが多いのが現状です。全国新規就農相談センターが2010年に行った経営者へのアンケート結果では、初任給水準が高卒で月14～16万円、大卒で14～20万円になっています。

農業法人で働く 目的の明確化

1. 農業法人で働くこと自体が目的なのか、将来の独立のためのステップなのか考えよう。
2. 作目、地域、労働条件の希望を整理しよう。
3. 勤務内容は、農作業中心か、加工、販売、事務作業が中心か、希望を整理しよう。

希望する 農業法人を探し、 交渉しよう

1. 求人情報を収集しよう。情報は、全国新規就農相談センターHP内の求人情報、都道府県新規就農相談窓口、新・農業人フェア、(公社)日本農業法人協会、各農業法人のHP、ハローワーク、民間の求人サイトなどから入手しよう。
2. 候補となる法人が見つかったら、全国新規就農相談センターの農業インターンシップ制度などを活用して、実際にその法人で農作業体験、研修をしよう。
3. 農業法人の担当者と、勤務内容、勤務条件、将来像などについてよく話し合い、お互いが合意したならば労働契約を結ぼう。

就 農

独立希望の方は、学んだことを活かし、独立に向けて動きだそう。

就職先の農業法人を探す

全国新規就農相談センターのホームページでは、求人をしている農業法人などの情報を提供しています。

ホームページアドレス
<https://www.be-farmer.jp/recruitment/search/>

また、一般社団法人全国農業会議所（全国新規就農相談センター）は職業安定法にもとづく無料職業紹介事業を行っています。



とくに、優秀な人材を全国から広く募集したいという農業法人は、「新・農業人フェア」(裏表紙)などに積極的に参加しています。このフェアでは実際に経営者や採用担当者と対面して、直接会社の事業内容などを聞くことができるため、積極的に参加することをお勧めします。



求められる人材

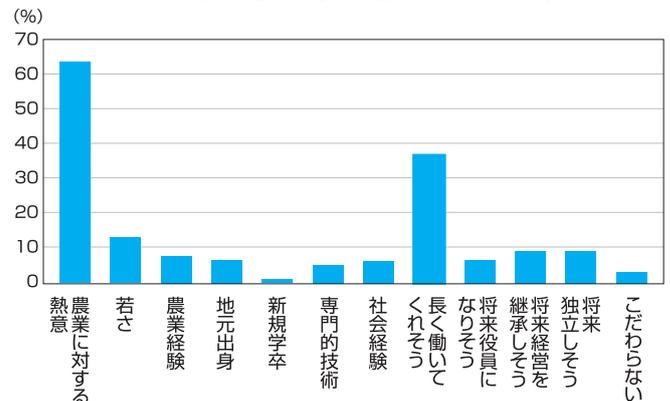
農業法人等の多くが、生産だけでなく加工・販売部門などを取り入れて経営を多角化しています。このため、新製品の企画・開発や販売先の新規開拓など新しい業務が発生しています。これまで「生産専門」だった農業者にとって、農業以外の産業でこうした企画・販売部門のノウハウを身につけた人たちは重要な人材といえます。

農業経験があるかないかについては、経営者の多くはあまり重要視していないようです。農業経験よりも、農業に対する熱意ややる気、健康・体力面を重視しています。

農業法人等に就職してから何年か後に独立する人もいますが、農業法人の幹部従業員として生産や販売部門の責任者になる人もいます。また、経営の継承者や「右腕」とな

て経営をサポートしてくれる人材を求めている農業法人も少なくありません。

法人経営者が正社員を雇用する際に重視する点(2つまで)



農業法人における雇用に関するアンケート調査結果(2010年)より

農業法人に就職する際の留意事項

特定の農業法人に興味をもち就職を真剣に考えはじめたら、その農業法人の経営現場に実際に足を運ぶことが大切です。家族がいる方は同伴するとよいでしょう。農業法人に就職することは、その地域・農村で生活することになります。生活環境に家族全員が満足することが、独立・自営就農の場合と同じように、農業法人への就職を決める場合も大切です。

農業経験がまったくなく、農業への適性を不安に思っている人は、正式採用の前に研修の形で何日か体験すること

をお勧めします。経営者と相談してみてください。農業法人への就職は、独立・自営就農に比べてリスクが少ないとはいえ、安易な選択は後悔のもとです。採用前の事前体験では、農業インターンシップ制度を活用できます(P8)。

就職(採用)にあたっての約束事は、必ず「雇用契約書」などの書面で行ってください。後々のトラブルを回避するために必要なことです。なお、農業法人は労災保険、雇用保険、健康保険、厚生年金への加入が法律で義務づけられていますので、契約時に確認した方がよいでしょう。

農業法人等による雇用等(雇用就農資金)

雇用就農者の確保・育成を推進するため、49歳以下の就農希望者を新たに雇用する農業法人等に対して資金を助成する「雇用就農資金」を令和4年度から実施しています。

一般社団法人全国農業会議所が事業実施主体となっており、事業の詳細は同会議所が設置する全国新規就農相談センターのホームページ(農業をはじめ.jp)よりご確認いただけます。(https://www.be-farmer.jp/farmer/employment_fund/)

雇用就農資金には以下の3つのタイプがあります。

①雇用就農者育成・独立支援タイプ

農業法人等が就農希望者を雇用し、当該農業法人等での農業就業又は独立就農に必要な技術・経営ノウハウ等を習得させるための研修を実施する場合に資金を助成します。

(新規雇用就農者一人当たりの助成額:年間最大60万円、期間:最長4年間)

※新規雇用就農者が障がい者、生活困窮者又は刑務所出

所者等の「多様な人材」の場合、年間最大15万円を加算

②新法人設立支援タイプ

農業法人等が、新たな農業法人を設立して独立就農することを目指す就農希望者を一定期間雇用し、独立就農に必要な技術・経営ノウハウ等を習得させるための研修を実施する場合に資金を助成します。

(新規雇用就農者一人当たりの助成額:年間最大120万円(3年目以降は年間最大60万円)、期間:最長4年間)

※新規雇用就農者が多様な人材の場合、年間最大15万円を加算

③次世代経営者育成タイプ

農業法人等がその職員等を次世代の経営者として育成していくため、国内外の先進的な農業法人や異業種の法人に派遣して実施する研修を支援します。

(助成額:年間最大120万円、期間:最長2年間)

研修を経て独立就農するための基礎知識

農業体験をする場合

農業法人に就職する

研修を経て独立する

自ら農業経営を始める

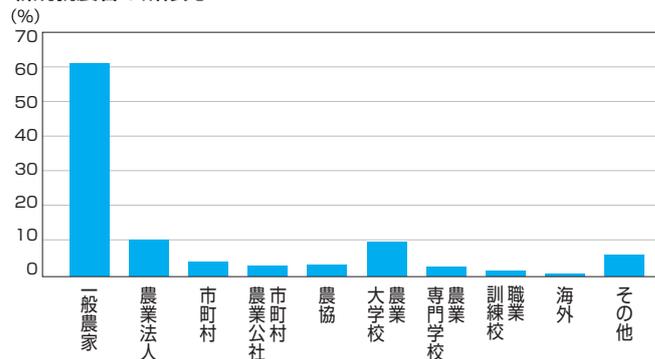
就農を支援するさまざまな仕組み

新規就農について相談する

充実した研修を受けよう

独立・自営就農するには、①技術・ノウハウ、②資金、③農地、④機械・施設、⑤住居の5つの要素が必要ですが、就農希望者が5つの要素の全てを自ら準備することは容易ではありません。そこで、農業法人に就職して技術を学びながら農地を探し、資金を工面したり、あるいは市町村が設立した公社などによる研修・助成を受けて独立就農を目指すことが、有効な独立就農方法といえます。

新規就農者の研修先



新規就農者の就農実態調査結果(2021年)より

公的な研修を受けて独立就農するには

1

都道府県・市町村・
農業公社など

全国各地のいくつかの都道府県・市町村・農業公社などでは、就農希望者に対して独立就農するための研修を行い、地域農業の新たな担い手を育成しています。研修内容や助成

内容などは様々な形があります。研修地域での就農が前提となることが多いため、就農できる地域、作目が限られています。研修を受けた人が実際に就農できる可能性は高いため、自分の希望する就農スタイルと合致した場合は、非常に魅力的な制度です。募集人数に限りがあるため、こまめに情報をチェックすることをお勧めします。

自治体等の受け入れ支援情報に関するホームページアドレス
<https://www.be-farmer.jp/support/search/>



2

農協出資法人、
第3セクターなど

独立・自営就農を支援する組織には、JAが単独で設立しているもの、JAと町が共同出資しているもの、町と民間企業と地元農家が共同出資しているものなど、様々な形態

があります。これらの組織のほとんどは、単独で就農を目指すよりも高い就農率、定着率となっています。研修内容や雇用形態、住宅、研修修了生の進路などを確認した上で、活用しましょう。

法人就職から独立就農するには

1

農業法人

農業法人は、生産技術、販売・加工、経営管理など様々な分野で新しい試みを行っているため、独立・自営就農を目指す人にとって学ぶことがたくさんあります。そのため、いずれ独立・自営就農をしたい

人にとっては、まずは農業法人で従業員として働きながら自らの適性を判断するとともに、技術や経営ノウハウを学

ぶことが有効です。

農業法人で働くことで、独立・自営就農に向けた人間関係を築くことや、就農可能性のある地域（農地）の紹介を受けることもあります。勤務する農業法人の先輩従業員が独立・自営就農していたり、近隣農家が声をかけてくれることがあるからです。

給料をもらいながら農業をするため、就農資金を調達することも可能となります。

2

農業法人が
設立したNPO法人

農業法人の中には、単なる従業員としてではなく、独立・自営就農希望者を募集しているところもあります。このような法人は、独立・自営就農者を誕生させる社会的意義のために支援しているとともに、

活力ある独立・自営就農希望者が、自らの経営の活性化のためにも重要だと考えているようです。なかには、独立・

自営就農者を自社グループの一員として位置づけ、販売面で提携することで独立就農者の経営の安定を支援する法人もあります。

独立・自営就農を支援している農業法人の中には、近隣農家とともにNPO法人を立ち上げて、自社の経営とは分離して就農支援を行っているところもあります。そのようなところは、研修できる経営作目が多岐にわたることや、短期研修生を受け入れていることが多いため、就農希望者にとって利用しやすくなっています。

自ら農業経営を始めるための基礎知識

農業体験をする場合

農業法人に就職する

研修を経て独立する

自ら農業経営を始める

就農を支援するさまざまな仕組み

新規就農について相談する



めざす農業経営のビジョンを明確に

新しく農業を始めるということは、新たに事業を開始するということであり、自分が将来「どこで、どんな農業をやるのか」意思を固めることが大事です。



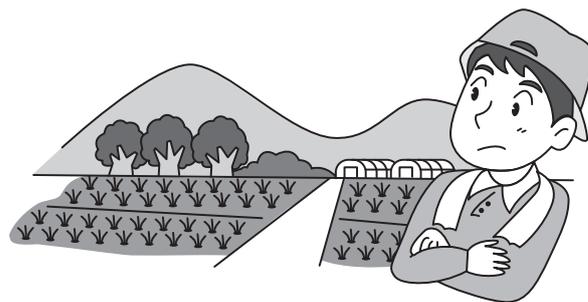
やりたい農業経営のイメージ作り

一概に農業といっても、稲作、野菜、花き、果樹、畜産と作目の幅が広く、しかも、野菜、花きは露地栽培のほか、集約的な施設栽培（水耕栽培等）もあります。さらに栽培方法も農薬や化学肥料を使用する慣行農法のほかに、農薬や化学肥料を使用しない有機農法（考え方によっていろいろなやり方がある）などの独自のやり方もあります。

また、経営のスタイルとして、経営作目を単品に絞る単一経営（専作経営）を採用するか、経営リスクの分散や家族労働力の適正配分、または耕種部門と畜産部門の有機的結合に着目して複数作目を経営する複合経営を採用する方法もあります。

そこで、自分が就農を意識するようになった動機も十分にふまえて、自分がやりたいと頭の中に描いている農業のイメージを固め、窓口での相談などを通じて、

次第に具体化していくことが必要です。「どんな農業をやるのか」を具体化したのが営農計画で、一般企業の事業計画にあたります。農産物の販売や簿記記帳も必要になります。



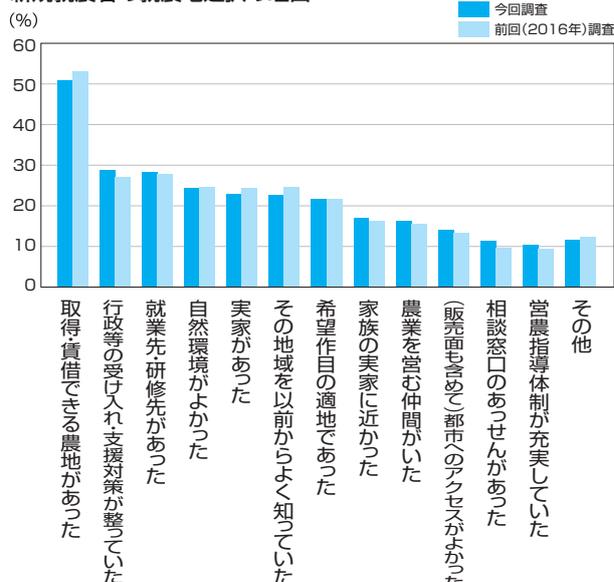
就農地域の選定

就農希望者は、買ったり借りたりする農地があるかないかは別として、ある程度は希望する地域を決める必要があります。その際、作物にはその作物に適した気象条件や土壌条件があることから、「どんな農業をやるのか」「どんな作物を作りたいか」も候補地域を選ぶための重要な要因になります。

希望している作物の主産地では、生産技術の指導体制や生産物の出荷体制が整備されており、初めて農業に取り組む人にとって有利な面が多いと思われます。

また、家族の同意を得るために生活条件も考慮する必要があります。

新規就農者の就農地選択の理由



新規就農者の就農実態調査結果(2021年)より

農業を始めるのに必要な5つの要素と確保のポイント

新しく農業を始めるには、①技術・ノウハウ、②資金、③農地、④機械・施設が必要となります。また、多くは移住をとまなうため、⑤住宅も見つける必要があります。

農業経営者になることは、事業を新たに起こすこと(起業)と変わりありません。ただし、自然相手の生物生産であることや、生産と生活の現場が一体化して地域社会との関係が特に密接であるなどの特徴があります。

1 技術やノウハウの習得

趣味ではなく職業として農業を営むのであれば、しっかりと農業技術を習得しておく必要があります。

新規就農相談者の多くの方が、農業未経験者または体験程度です。現在の農業は科学

技術の進歩により機械力や科学力がフル活用されていますが、農業生産の基本は生物や自然を相手にするものですから教科書通りにはいきません。また家庭菜園程度の広さでやっていた経験が、出荷するような大きな面積になると、全く役に立たないことがあります。しかも、自然条件に左右される農業技術は地域によっても少しずつ異なってきます。

そこで、「作りたい作物や飼いたい家畜」、「就農したい地域」などイメージが決まったら、栽培・飼養技術や経

営管理のやり方を身につける必要があります。

少なくともその作物の“種まきから収穫まで”の1サイクルぐらいの経験は積んでおくことが必要でしょう。

また、「何をやりたいか」が決まっていなくても、体験の意味で研修することもひとつの方法です。

なお、近年は新規就農希望者の目的に応じた様々な研修制度が整備されています。その方法も経費負担が自前か、公的支援を受けるか、その研修期間が短期か長期か、研修内容についても、机の上での学問的なものも含むか、実際に農作業を行う実習中心か、などいろいろです。

また、研修のスタイルとしては、土・日や夜間に農業の基本的知識や技術が学べる就農準備校に通う方法や、指導農業士など先進的な農家や農業法人で実践を通じて知識・技術を習得する農家研修、道府県立農業大学校や民間の農業者育成機関での実践教育などがあります。

2

資金の確保

新しく農業を始める場合、農地の購入、ハウスや畜舎の建設、トラクターの購入等のほか、種代や肥料代、農薬代など営農するのに資金が必要です。また、現金収入が入るようになるまでの生活資金も

必要です。必要な営農資金額は経営作目によって異なりますので、営農計画と生活設計を綿密に立てましょう。

2021年度に全国新規就農相談センターが実施した調査によると、新規就農者が用意した自己資金の平均額は営農

面で281万円、生活資金は170万円となっています。

ところが、実際に営農にかかった金額は755万円と、自己資金を474万円上回っています。できる限り自己資金を活用することが望ましいですが、公的な融資制度を活用するのも有効な方法です(資金確保の支援P27)。融資制度を利用するには一定の資格要件が必要なほか、融資額や信用状況に応じ担保の設定や保証人を求められることがあり、新規参入者にとっては借りにくい場合もあります。

実際に就農した際には不時の出費も多く、自己資金を中心に余裕のある資金計画を十分に練る必要があります。

就農1年目の費用と自己資金(新規参入者)

※平均値を採用 単位:万円

	機械施設等 A	種苗肥料 燃料等B	営農面			生活面 自己資金	就農1年目 農産物 売上高	
			費用合計 A+B	自己資金 C	差額 C-(A+B)			
新規参入者計	561	194	755	281	-474	170	343	
就農後経過 年数	1・2年目	628	202	830	291	-540	180	280
	3・4年目	598	209	806	303	-503	165	346
	5年目以上	509	192	701	264	-436	169	379
就農時年齢	29歳以下	488	204	692	207	-485	100	326
	30~39歳	591	203	794	251	-543	162	378
	40~49歳	571	198	769	300	-469	198	329
	50~59歳	500	153	653	528	-126	310	247
	60歳以上	422	80	502	558	56	136	73
現在の 販売金額 第1位の作目	水稲・麦・雑穀類・豆類	363	126	489	302	-187	127	196
	露地野菜	303	128	431	238	-193	151	227
	施設野菜	884	252	1,136	321	-815	186	480
	花き・花木	594	187	781	275	-506	127	289
	果樹	300	119	419	247	-171	202	195
	その他耕種作目	411	225	636	302	-334	147	314
	酪農	2,811	1,091	3,903	581	-3,322	216	2,359
	その他畜産 その他	815 446	499 252	1,314 698	270 322	-1,044 -376	115 179	590 308

新規就農者の就農実態調査結果(2021年)より

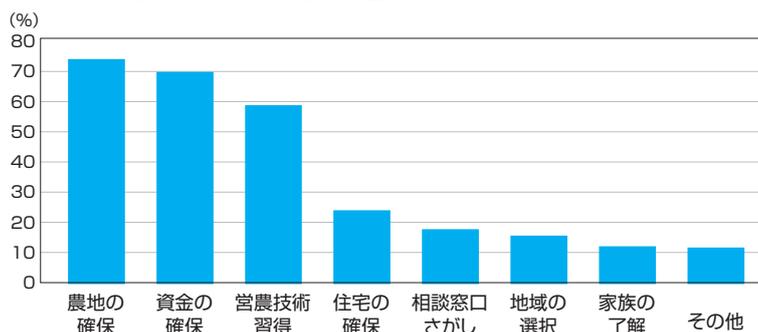
就農時の資金借入れの状況

単位: %

	資金を 借り 入れた	資金の借り入れ先								
		制度資金					民間資金			
		青年等 就農資金	経営体育成 強化資金	スーパーL 資金	農業近代化 資金	その他	農 協	銀行等 金融機関	その他	
新規参入者計	51.1	70.4	6.3	5.4	5.9	4.3	19.6	7.6	7.1	
販売金額 第1位の作目	水稲・麦・雑穀類・豆類	37.5	56.9	6.9	5.2	3.4	8.6	19.0	19.0	12.1
	露地野菜	38.6	66.7	4.6	3.2	3.5	3.5	22.1	9.1	9.1
	施設野菜	71.6	74.1	6.1	5.3	6.9	5.1	19.3	3.9	5.1
	花き・花木	55.1	63.2	7.9	7.9	10.5	0.0	21.1	10.5	13.2
	果樹	41.6	71.2	7.5	4.1	6.8	1.4	19.9	7.5	6.8
	その他耕種作目	39.2	57.9	5.3	0.0	5.3	0.0	15.8	26.3	15.8
	酪農	93.5	74.4	15.4	23.1	5.1	12.8	17.9	2.6	2.6
	その他畜産 その他	63.1 33.3	76.3 70.6	7.9 0.0	13.2 0.0	7.9 0.0	2.6 5.9	10.5 5.9	13.2 17.6	2.6 5.9

新規就農者の就農実態調査結果(2021年)より

新規就農者が就農時に苦労したこと



新規就農者の就農実態調査結果(2021年)より

3

農地の確保

農地を買ったり借りたりする場合には、契約を結ぶだけでなく農地に関する法律（農地法や農業経営基盤強化促進法）に基づき、市町村の農業委員会の許可等が必要になります。

新規就農者であるという理由だけで許可等されないということはありませんが、この許可等に当たっては、下記のア～オの要件を満たす必要があります（ウ、エを満たさない場合には条件付きで借りられますが、購入することはできません）。農業技術や機械・施設の装備、さらに農地を取得しどんな農業をやるのか（営農計画）等については、そうした農地等の権利を取得する場合の要件の判断基準として、問われてくるわけです。

なお、既設の畜舎（牛舎、鶏舎など）や山林を買う場合には、農地ではないので農地法の許可は必要ありません。ただし、取得した山林などを開発する場合は、他の法律の許可が必要な場合もありますので、まず農業委員会などに相談することが大切です。

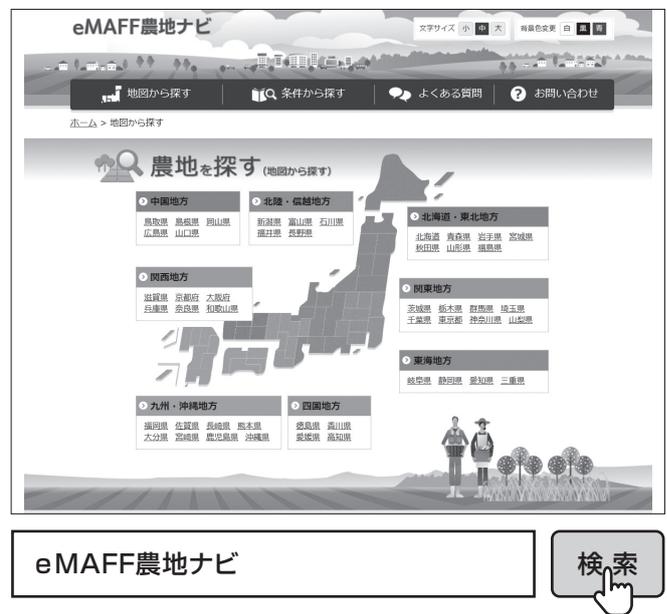
そのほか、円滑な農地取得を支援することを目的とした農地中間管理事業があります。この事業により農地を取得するには、農地中間管理機構が行う農地借り受け希望者の募集に応募することが必要です。機構は、貸し付けようとする農地が出てきた時点で農地の貸付先について協議を行い決定します。その貸付先として選ばれた後、県の認可を

受けて農地を借りることができます。

就農先で農地を取得するには、自分の目指す農業経営や家族の納得する生活条件などを考慮して就農候補地をいくつか設定し、その中で必要な農地面積、日照条件、土壌条件、水利権など、さらに購入する場合は農地価格を十分検討して選定することが望ましいです。

また、実際の取引は相手の人柄をよく知ってからという話をよく聞きます。このため、農地取得の際は、新規就農者の受け入れに積極的な県や市町村の情報を収集するとともに、場合によっては、就農候補地に先に住居を移し、地域における信頼関係を作ることも考えてください。

「eMAFF農地ナビ」では、新規就農希望者が買ったり借りたりできる農地情報を得ることができます。



農業体験をする場合

農業法人に就職する

研修を経て独立する

自らの農業経営を始める

就農を支援するさまざまな仕組み

新規就農について相談する

農地の権利移動の要件（買ったり、借りたりするには）

I 通常

- ア** 【全部効率利用要件】 農地のすべてを効率的に利用して耕作を行うこと
- イ** 【下限面積要件】 経営面積の合計が原則50a以上（北海道は2ha以上）であること（市町村によっては農業委員会がこれより低い面積を定めている場合があります）
- ウ** 【農作業常時従事要件】 個人の場合は農作業に常時従事すること
- エ** 【農地所有適格法人要件】 法人の場合は農地所有適格法人であること
- オ** 【地域との調和要件】 周辺の農地利用に悪影響を与えないこと

II 解除条件付き貸借（上記ウ、エを満たさない場合）

上記ア、イ、オを満たすこと
これに加えて、

- カ** 書面による解除条件付きでの契約
- キ** 地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行うと見込まれること
- ク** 法人の場合（農地所有適格法人を除く）役員等の1人以上が耕作又は養畜の事業に常時従事すること

注：IIの場合、毎年、利用状況を農業委員会へ報告しなければいけません。適正に利用しない場合、最終的には許可を取り消されることとなります。

4

機械や施設の確保

現代の農業は一部の有機農業などを除いて、一般的にはかなり施設化、機械化しており、新規に農業を始める場合、すべてを一度に揃えようとすると多くの資金を必要とします。稲作の場合、機械整備一

式で最低1,000万円は必要です。畜産の場合は畜舎建設、施設園芸ではハウス建設に相当の投資が必要です。県・市町村によっては、様々な支援を行っている所もあります。

しかし新規就農者の場合、まず農地購入の資金や1年は無収入と想定した場合の生活費の準備などに多くの資金を必要とし、施設や農機具の購入まで資金的に余裕がないのが一般的です。そこで、当初は必要最小限の農機具や施設を手当てし、経営が軌道に乗りはじめてから徐々に装備を充実していくほうが堅実です。中古品やリース、



借り受けなどで対応するのも負担を軽減する方法のひとつです。

また、離農した農家などの農機具、施設を農地や住宅と経営内容をセットで買い取るのもひとつの方法です。全国新規就農相談センターでは、このような第三者への経営継承についても相談にのっています。

5

住宅の確保 その他

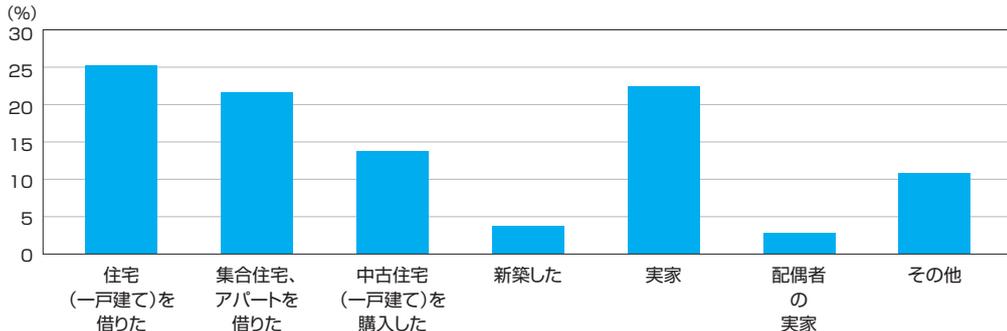
農作物の栽培は、常に自然現象に大きく左右されます。適時、適切な栽培管理をしていくためには、できるだけ住居の近くに取得農地があることが望ましいといえます。住

居は、就農希望先の関係機関・団体や就農のお世話をしてくれた人などを通じて探してもらうのが普通です。なるべく農地と合わせて確保するように、地元の人たちの協力を得ることが大切です。

なお、公的住宅は一定の入居条件がありますし、空き家の場合でも築何十年も経過して傷みがひどく、予想以上に補修費がかさむなどの問題もありますので、借りる場合はまだしも買い取る場合は特に注意が必要です。

また、住宅のほかに学校や病院等の生活関連施設が近くにあるか否かも重要なことです。JOIN（一般財団法人移住・交流推進機構）が運営する「ニッポン移住・交流ナビ」や国土交通省が運営する「全国版空き家・空き地バンク」等から住宅、学校・病院等生活関連施設に関する情報を得ることができます。

住宅の確保状況



新規就農者の就農実態調査結果(2021年)より

JOIN
Japan Organization for Internal Migration
農林水産省 国土交通省 国土院 国土政策推進局

20周年記念
おすすめ
移住・交流先
20選

田舎暮らし特集
地域の魅力
イベント情報
お仕事情報
空き家情報
地域おこし協力隊情報
企業の皆様向け情報

移住のヒントに
田舎暮らし特集

「移住地はどうやって選んだらいいか?」「移住の支援制度って?」「住まいや仕事、お金はどうしよう...?」—そんな疑問や不安を解消する、移住に役立つ情報や、田舎の魅力に関する記事を毎月ご紹介します!

特集を見る

Pick 即特集
おすすめ
移住・交流先
2020年版
おすすめ移住・交流先 20選

Pick 即自治体特集
魅力な自然を未来に残し
たいなまち
大分県
豊後大野市

地域に行こう
働き方を探そう
住む所を探そう

ニッポン移住・交流ナビ

ab
全国版 空き家・空き地バンク

買う 借りる
戸建 土地 マンション 事業・投資物件 住まい 事業用

お知らせ

- 2018/05/09 全国210自治体の空き家バンク情報をご覧いただけます。
- 2018/03/22 物件の周辺環境がわかるエリアリサーチマップ（不動産総合データベース）が公開されました。
- 2018/03/22 Let's 農作業！全国の農地付き住宅が一括検索できます。
- 2018/03/22 独立農業！全国の店舗付き住宅が検索できます。
- 2018/02/21 フリーワード検索のおすすめ（ガイドダンス）

全国版空き家・空き地バンクとは

エリアリサーチ
価格相場、防災情報等

全国の農地付き物件情報

全国の店舗付き物件情報

住まいはここは、アットホーム
詳しくはこちら

買う 借りる
戸建 土地 マンション 住まい 事業用

戸建を買いたい フリーワードを入力 検索

新着情報

- 増付き平屋建て住宅
価格 780万円
延床 487.5㎡(建物)
三重県名張市丸之内
名張駅 徒歩4分
- 伊万里市立花町4LOK
価格 1,400万円
延床 105.99㎡(建物)
佐賀県伊万里市立花町
伊万里駅 西肥バス 六輪寺 徒歩3分 車庫7分
- 高山本線 下流生駅(徒歩10分)
価格 419万円
延床 159.75㎡(建物)
岐阜県加茂郡川辺町下流生
下流生駅 徒歩10分

全国版空き家・空き地バンク

経営計画を立てるには

本格的な研修を終えたら（終える前に）青年等就農計画制度に基づく経営計画を立て、目指す経営像が実現可能かよく吟味します。作目、経営農地面積、労働力、資金から生産計画を立て、どの程度の収益を上げられるか計算しましょう。収量や販売価格は、農林水産省や各地の卸売市場のホームページで公開されている数値が参考になります。1年目から地域の平均収量を上回ることは難しいので、収量は低めに見積もりましょう。機械や施設の値段は農林水産省やメーカー、販売店のホームページから確認できます。地域での標準的な作型や必要な施設などを知るには、都道府県にある普及指導センターに聞くことも有効です（〇〇農業普及指導センターなどの名称）。初期費用を抑えるためには、中古で購入したり、離農農家から安く譲ってもらうことも考えましょう。

- 農林水産省の統計情報
- 『農業経営統計調査』（毎年） 営農類型別の農業・農外所得など
- 『農作物価統計』（毎年） 肥料・農薬・機械の購入価格
- 『農林業センサス』（5年ごと） 農業者数・農地面積など農業構造全般 ※農林水産省ホームページで確認できます。

経営計画の一例

経営計画					
	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目
売上(生産販売)					
経営規模(a)					
生産量(kg)	0	0	0	0	0
売上高	0	0	0	0	0
経営規模(a)					
生産量(kg)	0	0	0	0	0
売上高	0	0	0	0	0
経営規模(a)					
生産量(kg)	0	0	0	0	0
売上高	0	0	0	0	0
経営規模(a)					
生産量(kg)	0	0	0	0	0
売上高	0	0	0	0	0
経営規模合計(a)	0	0	0	0	0
うち借入面積(a)					
農業経営費					
種苗費	0	0	0	0	0
肥料費	0	0	0	0	0
農薬費	0	0	0	0	0
種材料費	0	0	0	0	0
動力・光熱費	0	0	0	0	0
小農具費	0	0	0	0	0
管理費	0	0	0	0	0
土地改良・水利費	0	0	0	0	0
賃借料・料金	0	0	0	0	0
減価償却費					
小作料					
支払利息	0	0	0	0	0
共済金・相模公課	0	0	0	0	0
雇用労費					
雑費	0	0	0	0	0
流通経費					
農業所得	0	0	0	0	0
農外収入					
農外支出					
農業所得	0	0	0	0	0
借入金償還額					

注) 色塗りの所は計算式が入っている

農業体験をする場合
農業法人に就職する
研修を経て独立する
自営農業経営を始める
就農を支援するさまざまな仕組み
新規就農について相談する

農村社会について

新しく農業を始めるということは、同時に農村に移り住み、農村社会の一員となるわけですので、農村社会の実情を理解しておくことが大切です。

農村は、長年農業が営まれてきた場所であり、地域の人同士の付き合いが都市に比べて濃密です。したがって、時として外部からは閉鎖的な社会に見えることもあります。農業を始めするには地域に溶け込み、村の人たちと深く親しく付き合うことが必要です。

例えば農村では、農業用水や農道の利用・管理にともなう共同作業など直接営農に関わることや、農村の伝統行事や習慣などにも参加・協力しなければならないことが少な

くありません。そういった行事などに参加することで、村人とふれあい、情報交換をしながら農村社会にうまく溶け込むことができるのです。

また、その地域内で、農業に限らず何でも腹を割って相談できる人を確保しておくことも重要です。

そのほか、就農前の研修期間中から地元の農家と積極的につきあうことで、実際の就農がスムーズに進むと考えられます。

要は、就農先にできるだけ多くの知り合いをつくっていくことが重要です。

参考 新規就農 野菜作・果樹作・花き作ごとのポイント

野菜

■野菜作経営の現状は

- 野菜作は労働集約的作物（小面積栽培が可能）。
- 作目の選択とともに栽培適地の選択が必要。
- 露地栽培と施設栽培があります。
- 気候によって価格変動が激しい。
- 生鮮用と加工用の栽培・販売があります。

■野菜作の農作業体系は？

野菜作は小面積で生計を立てることもできる反面、労働時間が長時間にわたるものが多い。野菜作経営は収益性を検討する際に面積と労働力の確保が重要となってきます。

■野菜作の経営概況は？

露地野菜に比べて施設野菜が高い水準にあります。露地野菜が根菜類・葉茎類が中心なのに対して、施設野菜は果菜類が中心で収穫が長期間で多収だからといえます。しかも単価が高いとも考えられます。

農林水産省の農業経営統計調査「令和2年 個別経営体の農業経営収支（概数値）」によると、露地野菜作経営（全国平均）の1経営体当たり農業粗収益は1,073万円、農業所得は205万円。施設野菜作経営（全国

平均）の1経営体当たり農業粗収益は1,718万円、農業所得は387万円となっています。

■野菜作経営のポイント

- 野菜作は地域を選択する＝適地での栽培。
- 労働力の確保と年間収入をどの程度に設定するかで農地面積が決まります。
- 公的データはプロ農家のものであり、新規就農の場合は栽培技術水準と労働力を計算して（減じて）面積を決めます。
- トラクター（15馬力程度）または耕運機と軽トラックは必需。
- 水道・電気のある「作業場」を確保しましょう。
- 施設導入はまず自己資金と補助金を確認。レンタルなども行っている地域もあります。
- 野菜作で新規就農する場合の現実的な対応——
 - 研修などを活用して野菜の栽培技術を習得。
 - 作目の選択と地域を決めます。
 - 地域での栽培状況などをよく観察して栽培作物の組み合わせや技術の習得・向上を目指します。
 - 家族労働などの労働力を確保して経営開始。

- 一般的に無農薬などでの栽培は、「見栄え」が悪いため市場評価が低いことが多い。よって独自の販売ルートが必要となります。

- 直接販売は栽培する労働力と荷作りなど同等の労働力が必要となります。

果樹

■果樹作経営の現状は

- 永年作物であり収穫まで年限を要します。
- 気候の影響を受けやすい。
- 市場流通が基本だが、高品質のものは直販が多い。
- ジュースなどの加工用途もあるが、価格が低い。
- 観光果樹などへの業態の展開も可能。
- 目品ごとに栽培技術が異なるため専門的に栽培する経営が多い。

■果樹作の経営概況は？

果樹作で生計を立てるには、ある程度の面積と専門技術が必要となります。例えば、ミカンやリンゴで露地栽培を行う場合は2ha程度は必要です。またミカンの場合、土地条件も西南暖地など水はけのよい所でないとい品質のよいミカンは栽培できません。

農林水産省の農業経営統計調査「令和2年 個別経営体の農業経営収支(概数値)」によると、果樹作経営(全国平均)の1経営体当たり農業粗収益は682万円、農業所得は203万円となっています。

■果樹作で新規就農する場合の現実的な対応

- 技術習得のための研修・実習を実施。
- 全く最初からの栽培では多額の投資をとまう(収穫まで数年を要します)。
- 果樹作物の栽培地域での新規就農者の募集を活用することも検討。
- 最初から栽培する場合、小面積での栽培で経験と技術を積み、徐々に規模拡大していくのが妥当であるが一定の資金は必要となります。

花き

■花き作経営の現状は

- 労働集約型で多種類少量生産。
- 市場流通が基本。
- 価格が景気に左右されやすい。
- 流行などの情報に敏感。
- 施設栽培の進展により品質競争が激しい。
- 安価な輸入品が増加傾向にあります。
- 高級品と家庭用との二極化が進展。

■花き作の農作業体系は？

花き栽培農家は施設栽培と露地栽培の両方を行っている場合が多い。花きは一般的に20~30aの小面積で生計を立てることもできる反面、野菜と同じように労働時間が長時間にわたるものが多い。

■花き作の経営概況は？

施設栽培が所得の上位を占めていますが、安定した生産を行うための加温施設にした場合などでは10a当たり2千万円程度の投資となります。

農林水産省の農業経営統計調査「令和2年 個別経営

体の農業経営収支(概数値)」によると、露地花き作経営(全国平均)の1経営体当たり農業粗収益は849万円、農業所得は196万円となっています。施設花き作経営(全国平均)の1経営体当たり農業粗収益は1,777万円、農業所得は222万円となっています。

■花き作経営のポイント

- 価格を左右する高品質の技術習得が必須。
- 労働力の確保。
- 施設導入に係る経費の準備。
- 種類にもよるが「作業場」の確保。

■花き作で新規就農する場合の現実的な対応

- 先進農家での研修で技術や経営ノウハウを習得することが肝要。
- 花き栽培の農業法人に就職することも選択のひとつ(技術・経営の習得)。
- 家族労働を基本として労働力を確保します。
- 市場動向から流行のトレンドまで多角的な情報収集力を身につける必要があります。

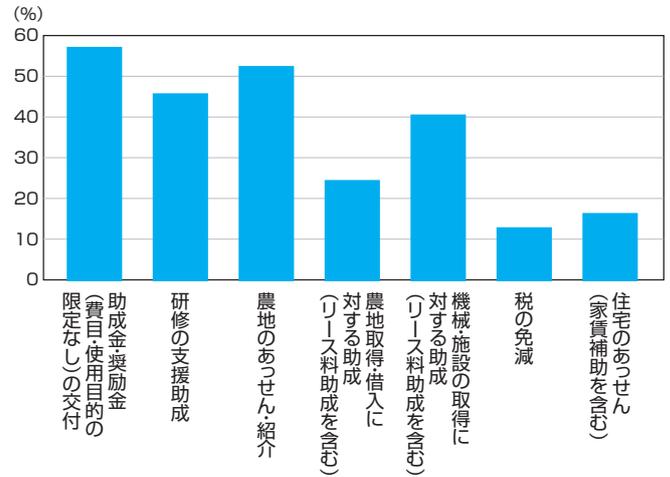
自治体による新規就農支援の利用

都道府県・市町村段階の支援の主な内容は、実際に就農するまでの研修の支援・助成、農地の借り入れにともなう賃貸料の助成、農地取得費の助成、農地・施設の取得にともなう固定資産税等の税負担の減免、機械・施設のリース料助成、低利資金の貸付および制度資金等への利子補給、家賃などの助成、費用・使用目的を限定しない助成金の交付、などとなっています。

就農先を検討する場合、県・市町村の支援措置の内容だけを比較検討するのではなく、あくまでも、自分の目指す経営像などを基本に、複数の就農候補地から最終就農地を決定する際の判断材料のひとつとして支援措置を考慮することが望ましいといえます。

県・市町村の支援措置は、その趣旨および内容をよく吟味して、自分の新規就農イメージの具体化に向けて主体的かつ有効に活用することが大切です。

新規就農者が利用した公的機関の支援措置



新規就農者の就農実態調査結果(2021年)より

就農後の留意事項

サラリーマンなどから新しく個人事業主として農業を始められる方は、次の点に留意してください。

- ◆ サラリーマンのときには、税金・福利厚生費は給与から一括して差し引かれていましたが、就農後は市町村民税・国民健康保険料について、前年度の所得額などに応じて課税されることになります。
- ◆ これまでの厚生年金にかわって、農業経営者など自営業者の加入する「国民年金」は満20歳以上の者すべてが対象になります。さらに、「農業者年金」にも加入することができます。「認定就農者」が農業者年金に加入する場合、その保険料(掛け金)に特別の助成を受けることができますので、市町村の農業委員会に相談してください。

知っておきたい主な農業関係の組織

市町村農業委員会・都道府県農業会議・全国農業会議所

市町村役場の中に**農業委員会**があります。農業委員会は、「農業委員会等に関する法律」に基づいて設置されている行政委員会です。農業委員会では、農地法の許認可などの仕事に加えて、本気で農業をしようとする人へ農地をあっせんするなど、地域の農業生産の担い手を育てることに力を入れています。

新規就農を希望する人が農地を取得するには、最終的には農業委員会に行く必要がありますので、あらか

じめいろいろと相談しておくほうがよいでしょう。

都道府県農業会議とは、「農業委員会等に関する法律」に基づき、**全国農業会議所**とともに、「農業委員会ネットワーク機構」として指定されている一般社団法人です。主な業務として、農業委員会の活動支援、農地に関する情報の収集・提供、農業への新規参入者への支援、農業経営者や農業法人等の経営支援や組織活動のサポート、雇用就農資金の受付窓口を担っていま

す。また、都道府県新規就農相談窓口として新規就農に関する相談窓口としても活動しており、農業法人等の求人

情報や新規就農のための研修情報などの発信も行っています。

農業協同組合（農協、JAは愛称）

各市町村にあるJAやその支所は、農業経営や農村で生活するうえで重要な役割を果たしており、大部分の農家が組合員として加入しています。

JAには、農業全般についての事業を行う総合農協と、畜産や園芸など農業の中でも一部特化した専門農協があり、その上に全国段階の連合会があります（都道府県段階には、事業本部や連合会があります）。農業者の大部分が加入しているのは総合農協で、通常、農協

という場合、この総合農協をいいます。JAは、組合員を相手に農業資材・生活物資のあっせん、農畜産物の集荷・販売、営農・生活資金の貸し出し、貯金の引き受け、保険など組合員の営農・生活全般に関わる幅広い事業を行っています。

また、特に各種制度資金を借り入れる場合はJAが主な窓口となり、制度資金ではまかなえない営農資金などもJAが貸してくれます。

普及指導センター（旧農業改良普及センター）

普及指導センターは都道府県の出先機関で、農業の専門技術者（普及指導員）が配属されています。

普及指導センターには就農相談窓口が設けられており、新規就農希望者に対して就農関連情報の提供、研修先の紹介や制度資金の活用などの相談に応じていま

す。新規就農にあたっての営農計画の作成において協力を得ましょう。また、新規就農者のための制度資金の相談もできます。

さらに、就農後も経営の発展段階に応じた個別濃密指導など一貫した支援活動を行っています。

農地中間管理機構

農地中間管理機構は、農地を貸したい人（リタイアする人など）から農地を借り受け、必要に応じて、大区画化などの条件整備を行い、まとまった使いやすい形で農業の担い手に貸付け（転貸）を行う公的機関です。

全都道府県に設置された「信頼できる農地の中間受け皿」であり、貸し手は安心して貸すことができ、農

地を借りたい人は、まとまった使いやすい農地を借りられることにより、より効率的に農産物を生産することができます。

各都道府県の農業会議・農業公社等に設置されています。

日本政策金融公庫

日本政策金融公庫は100パーセント政府出資の政策金融機関です。農林水産事業を事業の柱の一つに位置付け、融資や経営支援サービスを展開しています。農林水産業には、「天候などの影響を受けやすく収益が不安定」「投資回収に長期間を要する」といった特性があり、これらを考慮した長期の資金を供給するほか、国産農林水産物の安定供給、付加価値向上に寄与する食品産業を支援しています。融資制度には、認定新規就農者を対象とした青年等就農資金（P28、29）や、認定

農業者を対象としたスーパーL資金などがあり、農業者は低利または無利子で設備投資資金などを調達することができます。また、自然災害、家畜伝染病、農産物の価格下落などによる経営悪化時に機動的なサポートを行う農林漁業セーフティネット資金も整備して経営リスクの低減を支えています。経営支援サービスでは、農・林・水産各分野の経営アドバイザーが経営全般に関するさまざまな相談に応えるほか、商談会によるビジネスマッチングなどに取り組んでいます。

就農を支援するさまざまな仕組み

- 独立して農業をはじめたい …… 青年等就農計画制度【P28】
- 研修中の所得を確保したい、経営を初めて間もない時期の所得を確保したい
…… 就農準備資金・経営開始資金【P30～31】
- 機械・施設等の導入の資金を借りたい …… 経営発展支援事業【P32】
- 万一の収入減少・園芸施設の損害等に備えたい
…… 農業保険（収入保険・農業共済）【P33～35】

農業技術習得の支援

新しく農業をはじめるとあっては、作物の栽培技術や家畜の飼養技術、経営管理の知識など多くのことを学ぶ必要があります。また、技術や知識を身につけることは、「作りたい作物」、「飼いたい家畜」、「就農したい地域」などのやりたい農業のイメージづくりにも

役立ちます。

近年は、新規就農希望者が必要な技術や知識を習得するための学校が数多く用意されています。就農準備校では、農業以外の職場に勤めながら、農業の初歩的知識や技術の習得、体験ができます。また、作業体験

学校で学ぶ

全国41道府県に設置されている道府県立農業大学校や、民間の専門学校で地域に根ざした実践的な農業を学ぶことができます。高校卒業生を対象とした2年間の実践的研修教育コース、短大卒業生などを対象とした1年間または2年間のより高度な研修教育コース、就農希望者・農業者を対象とした短期研修コースや夜間講座を開設しています。

- 参考：農林水産省 新・農業人ポータル（学ぶ・研修する）

http://www.maff.go.jp/j/new_farmer/

酪農ヘルパーになる

酪農は生き物が相手の仕事なので年中無休です。酪農家が休みをとる際に活躍するのが酪農ヘルパーで、酪農家の代わりに搾乳や飼料給与などの作業を行います。中には独立就農のために働く人もいます。酪農ヘルパー全国協会では、酪農ヘルパーになるための相談、酪農体験実習、酪農ヘルパーからの就農希望の相談などを行っています。

- 参考：一般社団法人酪農ヘルパー全国協会

<http://d-helper.lin.gr.jp/>

TEL：03-5577-5135

やボランティアができる場所が首都圏など主要都市圏に開設されています。専門的な技術を習得するための学校としては、道府県立農業大学校や民間の農業者育成機関があります。

学校ではなく、農業法人で学ぶ方法もあります。全国各地約200の農業法人では、2日～6週間程度の就業体験を行う農業インターンシップを受け入れています(P8)。また、就農希望者のための研修コースを用意している農業法人も増えてきました。

農業法人だけでなく、個人の農家でも研修生を受け入れているところがあります。また、市町村においても、就農希望者の研修と地域への円滑な就農へ誘導する現地実践研修農場を設置しているところが増えてきています。

さらに、就農前の研修場所の相談・あっせん、就農時の資金・営農計画、就農後の技術・経営指導等については、普及指導センターが、市町村やJA等関係機関と連携してサポートしています。

農地等確保の支援

農業を始めるには、一般的に農地を利用することになります。農地を買ったり借りたりする場合には、農地に関する法律に基づき、市町村の農業委員会の許可が必要になります。一口に農地の取引といっても、農地は農家の生産手段であると同時に財産でもあるため、実際の取引はなかなか難しいものです。

そのために、円滑な農地取得を支援することを目的とした農地中間管理事業があります。この事業により農地を取得するには、農地中間管理機構が行う農地借り受け希望者の募集に応募することが必要です。機構は、貸し付けようとする農地が出てきた時点で協議を

行い、貸付先を決定します。その貸付先として選ばれた後、県の認可を受けて農地を借りることができます。

そのほかに農地を買う場合、10年分割で支払う方法や5年～10年間借り、その後経営が軌道に乗った時点で買い入れるという方法もあります。この場合、農地の購入・賃貸とあわせて、農業用機械・農業用施設をリースすることもできます。この方法は、資金的に余裕のない新規就農者に適しています。

詳しくは、市町村の農業委員会、または都道府県農業公社にご相談ください。

資金確保の支援

新規就農者の定着促進に向けた制度資金として、平成26年度から「青年等就農資金」がスタートしました。この資金は、農業経営の開始に必要な機械や施設の取得等（農地等の取得は除く）のために、無利子で貸付を

行うものです。貸付主体は、株式会社日本政策金融公庫（沖縄県にあっては沖縄振興開発金融公庫）です。

青年等就農資金を借りるには、市町村から青年等就農計画の認定を受ける必要があります。

青年等就農計画制度

青年等就農計画とは、これから農業を始めようとする方が自らの農業経営に関する目標や必要となる施設・機械等についてまとめた就農に関する計画で

す。青年等就農計画制度は、この計画の認定を受けた新規就農者（認定新規就農者）に対して、資金や農地集積に関して重点的に支援するというものです。

1. 対象者

その市町村の区域内において新たに農業経営を営もうとする青年等

- ・ 青年（原則18歳以上45歳未満）
- ・ 知識・技能を有する者（65歳未満）
- ・ 上記の者が役員の過半を占める法人

※農業経営を開始してから一定期間（5年）以内の者を含み、認定農業者を除く。（認定農業者とは、生産規模の拡大や経営管理の合理化などについて記載した農業経営改善計画を作成し、市町村等から認定を受けた者）

2. 青年等就農計画の認定要件

- ・ その計画が市町村の基本構想に照らして適切であること
- ・ その計画が達成される見込みが確実であること 等

3. 認定新規就農者のメリット措置

- ・ 青年等就農資金（無利子融資）
- ・ 経営発展支援事業
- ・ 経営開始資金
- ・ 認定新規就農者への農地集積の促進
- ・ 経営所得安定対策（ゲタ・ナラシ対策） 等

青年等就農計画の認定の流れ

① 青年等就農計画を作成し、市町村へ提出



② 市町村が基本構想に照らして同計画を審査



③ 市町村から当該計画申請者へ認定を通知



④ 認定新規就農者となる（市町村、都道府県等関係機関により、計画達成をフォローアップ）

青年等就農資金

1. 対象者

新たに農業経営を営もうとする青年等であって、市町村から青年等就農計画の認定を受けた者（認定新規就農者）

2. 資金の使い道

- ・ 施設・機械

農業生産用の施設・機械のほか、農産物の生産、流通、加工施設や販売施設も対象となる。

- ・ 果樹・家畜等

家畜の購入費、果樹や茶などの新植・改植費のほか、それぞれの育成費も対象となる。

- ・ 借地料等

農地の借地料や施設・機械のリース料等。

※農地の取得費用は対象外。

・その他の経営費

経営開始に伴って必要となる資材費などが対象となる。

3. 融資条件

- ・貸付利率：無利子
- ・借入限度額：3,700万円（特認限度額1億円）
- ・償還期限：17年以内（うち据置期間5年以内）
- ・担保等：実質無担保・無保証人

4. 資金の利用イメージ

会社員だったAさん。就農相談会に参加したことを機に農業の魅力にひかれ、就農を決意。

普及指導センターから紹介された受入農家で2年間の研修を受けた後、妻とともに就農。

青年等就農計画の認定を受け、ハウス30aのイチゴ経営を目指す。

(計画1年目) ハウス20aの建設、経営開始に必要な資材代等

(計画3年目) ハウス10aの増設、規模拡大に必要な資材代等

(計画5年目) イチゴ直売所の設置

⋮

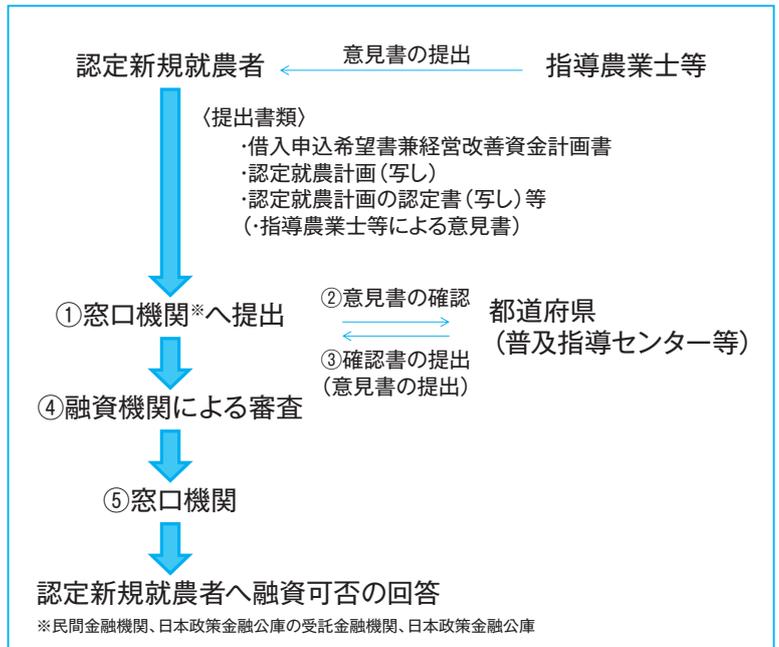
(計画期間満了後) 認定農業者となり、更なる経営発展を目指す ← スーパーL資金（農業経営基盤強化資金）、スーパーS資金（農業経営改善促進資金）等を利用

※スーパーL資金については日本政策金融公庫及び沖縄振興開発金融公庫まで、スーパーS資金については農協等民間金融機関まで、制度については農林水産省経営局金融調整課もしくは各都道府県の担当部局までお問い合わせください。（電話番号は下表参照）

その他の認定新規就農者を対象とした主な資金の種類と融資条件

	融資限度額	利率 融資対象	返済期間	問い合わせ先
農業近代化資金 (認定新規就農者の場合)	個人：1,800万円 (知事特認2億円) 法人・団体：2億円 *融資率：事業費の80%以内	0.50% ** 施設・農機具資金、 長期運転資金	原則17年以内 うち据置期間5年以内	農協等民間金融機関 農林水産省 経営局 金融調整課 TEL：03-6744-7622 もしくは各都道府県の担当部局
経営体育成強化資金 (認定新規就農者の場合)	個人：1億5,000万円 法人：5億円 *融資率：事業費の80%以内 青年等就農計画に従って 行う借入額1,000万円以下の 農地等の取得は100%	0.50% ** 農地等取得資金、 施設・農機具資金、 長期運転資金	25年以内 うち据置期間3年以内 *青年等就農計画に従って行う 借入額1,000万円以下の農 地等の取得は5年以内 *果樹の新植等は10年以内	日本政策金融公庫 (事業資金相談ダイヤル) TEL：0120-154-505 沖縄振興開発金融公庫 TEL：098-941-1840

** 利率は、2022年5月18日現在。利率は、市場金利に応じて変動します。ご利用を検討される場合は最寄りの農協等民間金融機関で最新時点のものをお確かめください。



農業体験をする場合

農業法人に就職する

研修を経て独立する

自ら農業経営を始める

就農を支援するさまざまな仕組み

新規就農について相談する

就農準備資金・経営開始資金

「就農準備資金」は、道府県農業大学校や先進農家などで研修を受ける場合、研修期間中に月12.5万円（年間最大150万円）を最長2年間交付します。

「経営開始資金」は、市町村が作成する「人・農

地プラン」に位置づけられた（見込みを含む）認定新規就農者に月12.5万円（年間最大150万円）を最長3年間交付します。

交付を受けるためにはいくつかの要件があるので留意が必要です。

就農準備資金の交付要件

次世代を担う農業者となることを志向する者に対し、就農前の研修を後押しする資金（2年以内）を交付

- (1) 就農予定時の年齢が、原則49歳以下であり、次世代を担う農業者となることについての強い意欲を有していること
- (2) 独立・自営就農、雇用就農または親元での就農を目指すこと
 - ・親元就農を目指す者については、就農後5年以内に経営を継承するかまたは農業法人の共同経営者になること（ただし、5年以内に経営継承等が出来ない場合は独立・自営就農すればよい）
 - ・独立・自営就農を目指す者については、就農後5年以内に青年等就農計画の認定を受け認定新規就農者になることまたは、農業経営改善計画の認定を受け認定農業者になること
- (3) 研修計画が以下の基準に適合していること
 - ① 都道府県等が認めた研修機関・先進農家・先進農業法人で概ね1年以上（1年につき概ね1,200時間以上）研修すること
 - ※既に研修を開始している者であっても、残りの研修期間が概ね1年以上の場合は交付対象
 - ② 先進農家・先進農業法人で研修を受ける場合にあっては、以下の要件を満たすこと
 - a. 先進農家・先進農業法人の経営主が交付対象者の親族（三親等以内の者）ではないこと
 - b. 先進農家・先進農業法人と過去に雇用契約（短時間のパート、アルバイトは除く）を結んでいないこと
- (4) 常勤の雇用契約を締結していないこと
- (5) 生活保護、求職者支援制度など、生活費を支給する国の他の事業と重複受給でないこと
- (6) 原則として前年の世帯全体（親子及び配偶者の範囲）の所得が600万円以下であること
- (7) 研修中のけが等に備えて傷害保険に加入すること
交付対象の特例＝国内での2年の研修に加え、将来の営農ビジョンとの関連性が認められて海外研修を行う場合は交付期間を1年延長する

返還を要する場合

- (1) 適切な研修を行っていない場合
交付主体が、研修計画に則して必要な技能を習得していないと判断した場合
- (2) 研修終了後※1年以内に原則49歳以下で就農しなかった場合
※就農準備資金の研修終了後、更に研修を続ける場合（原則2年以内で就農準備資金の対象となる研修に準ずるもの）は、その研修終了後
- (3) 交付期間の1.5倍（最低2年間）の期間、就農を継続しない場合
- (4) 親元就農者について、就農後5年以内に経営継承しなかった場合または農業法人の共同経営者にならなかった場合（ただし、5年以内に経営継承が出来なかった場合であっても独立・自営就農した者については返還を不要とする）
- (5) 独立・自営就農者（親元就農者で5年以内に独立・自営就農する場合も含む。）について、就農後5年以内に認定新規就農者または認定農業者にならなかった場合

詳細については、交付主体となっている都道府県等にお問い合わせください

■ 経営開始資金の交付要件

次世代を担う農業者となることを志向する者に対し、就農直後の経営確立を支援する資金（3年以内）を交付

- (1) 独立・自営就農時の年齢が、原則49歳以下の認定新規就農者※であり、次世代を担う農業者となることについての強い意欲を有していること
※市町村で農業経営基盤強化促進法に規定する青年等就農計画の認定を受けた者
- (2) 独立・自営就農であること
 - ① 農地の所有権または利用権を交付対象者が有していること
 - ② 主要な機械・施設を交付対象者が所有または借りていること
 - ③ 生産物や生産資材等を交付対象者の名義で出荷・取引すること
 - ④ 交付対象者の農産物等の売上げや経費の支出などの経営収支を、交付対象者の名義の通帳および帳簿で管理すること
 - ⑤ 交付対象者が農業経営に関する主宰権を有していること
※親等の経営の全部又は一部を継承する場合であっても、上記の要件を満たせば、親等の経営から独立した部門経営（独立した経営になっていれば、税申告が親と分離していなくてもよい）を行う場合や、親等の経営に従事してから5年以内に継承する場合は、その時点から対象とする
- (3) 青年等就農計画等が以下の基準に適合していること
独立・自営就農5年後までに農業（自らの生産に係る農産物を使った関連事業（農家民宿、加工品製造、直接販売、農家レストラン等）も含む）で生計が成り立つ実現可能な計画であること
- (4) 親等の経営の全部又は一部を継承する場合は、新規参入者と同等の経営リスク（新規作目の導入や経営の多角化等）を負うと市町村長に認められること
- (5) 人・農地プランへの位置づけ
市町村が作成する人・農地プランに中心となる経営体として位置づけられていること（もしくは位置づけられることが確実であること）
または、農地中間管理機構から農地を借り受けていること
- (6) 園芸施設共済の引受対象となる施設を有する場合は園芸施設共済等に加入している、または加入することが確実と見込まれること
- (7) 生活保護等、生活費を支給する国の他の事業と重複受給でなく、かつ、雇用就農資金（または農の雇用事業）、経営継承・発展等支援事業による助成を受けたことがある農業法人等でないこと
- (8) 申請時及び交付期間中の前年の世帯全体（親子及び配偶者の範囲）の所得が原則600万円以下であること
- (9) 就農する地域のコミュニティへの積極的な参加に努め、地域の農業の維持・発展に向けた活動に協力する意思があること

■ 交付対象の特例

- (1) 夫婦ともに就農する場合（家族経営協定、経営資源の共有などにより共同経営者であることが明確である場合）は、夫婦合わせて1.5人分を交付する
- (2) 複数の新規就農者が法人を新設して共同経営を行う場合は、新規就農者それぞれに最大150万円を交付する
- (3) 令和3年度以前に独立・自営就農した者についても対象となるが、交付は就農後3年間とする

■ 交付を停止する場合

- (1) 原則として、前年の世帯所得が600万円（資産を含む）を超えた場合
- (2) 青年等就農計画を達成するための必要な作業を怠るなど、適切な就農を行っていないと市町村が判断した場合

■ 返還を要する場合

交付期間終了後、交付期間と同期間以上、営農を継続しなかった場合

詳細については、交付主体となっている市町村にお問い合わせください

経営発展支援事業

就農後の経営発展のために都道府県が機械・施設の導入等を支援する場合、都道府県支援分の2倍（国の補助上限1/2）を支援します。

支援を受けるためにはいくつかの要件があるので留意が必要です。

経営発展支援事業の交付要件

- (1) 就農予定時の年齢が、原則49歳以下の認定新規就農者であり、次世代を担う農業者となることについての強い意欲を有していること
- (2) 令和4年度中に新規就農し、①～⑤を満たす独立・自営就農をすること
 - ① 農地の所有権または利用権を交付対象者が有していること
 - ② 主要な機械・施設を交付対象者が所有または借りていること
 - ③ 生産物や生産資材等を交付対象者の名義で出荷・取引すること
 - ④ 交付対象者の農産物等の売上げや経費の支出などの経営収支を、交付対象者の名義の通帳および帳簿で管理すること
 - ⑤ 交付対象者が農業経営に関する主宰権を有していること
- (3) 青年等就農計画等が以下の基準に適合していること
独立・自営就農5年後までに農業（自らの生産に係る農産物を使った関連事業（農家民宿、加工品製造、直接販売、農家レストラン等）も含む）で生計が成り立つ実現可能な計画であること
- (4) 親等の経営の全部又は一部を継承する場合は、継承する農業経営に従事してから5年以内に継承し、継承する農業経営の現状の所得、売上もしくは付加価値額を10%以上増加させる、または生産コストを10%以上減少させる計画であると市町村に認められること
- (5) 人・農地プランへの位置づけ
市町村が作成する人・農地プランに中心となる経営体として位置づけられていること（見込みを含む）、または農地中間管理機構から農地を借り受けていること
- (6) 雇用就農資金（または農の雇用事業）、経営継承・発展支援事業による助成を受けたことがないこと
- (7) 機械・施設の取得費用等について、金融機関から融資を受けること
- (8) 就農する地域のコミュニティへの積極的な参加に努め、地域農業の維持・発展に向けた活動に協力する意思があること

助成対象

- (1) 助成の対象となる事業内容は①～③の取組であって、自らの経営においてそれらを使用するものであること
 - ① 機械・施設等の取得、改良またはリース
 - ② 家畜の導入、果樹・茶の新植・改植
 - ③ 農地等の造成、改良または復旧
- (2) 事業費が整備等内容ごとに50万円以上であること
- (3) 事業の対象となる機械等は、新品の法定耐用年数がおおむね5年以上20年以下のものであること。また、中古機械及び中古施設にあつては、中古耐用年数が2年以上のものであること
- (4) 原則として、運搬用トラック、パソコン、倉庫等農業経営以外の用途に容易に供されるような汎用性の高いものではないこと
- (5) 事業の対象となる機械等は、あらかじめ立てた計画の成果目標に直結するものであること
- (6) 事業の対象となる機械等について、園芸施設共済、農機具共済、民間事業者が提供する保険加入等、気象災害等による被災に備えた措置がされるものであること

助成額

- (1) 機械・施設の導入等にかかる経費の上限1,000万円（経営開始資金の交付対象者には上限500万円）に対し、都道府県支援分の2倍を国が支援する（国の補助上限1/2）
 - (2) 夫婦ともに就農する場合（家族経営協定、経営資源の共有などにより共同経営者であることが明確である場合）は、夫婦合わせて（1）の補助上限額の1.5倍を上限額とする
 - (3) 複数の新規就農者が法人を新設して共同経営を行う場合は、新規就農者それぞれに対して（1）の額を上限額とする
- 詳細については、事業実施主体となっている市町村にお問い合わせください

農業保険 (収入保険・農業共済)

収入保険

全ての農産物を対象に、自然災害による収量減少や価格低下をはじめ、農業者の経営努力では避けられない様々なリスクによる収入減少を補償します。

自然災害や病虫害、
鳥獣害などで
収量が下がった

市場価格が
下がった

災害で
作付不能になった

けがや病気で
収穫ができない

倉庫が浸水して
売り物にならない

取引先が倒産した

盗難や運搬中の
事故にあった

輸出したが
為替変動で
大損した

(1) 加入できる方

青色申告を行っている農業者 (個人・法人)

※加入申請時に青色申告 (簡易な方式を含む) の実績が1年分あれば加入できます。

※収入保険と、農業共済、ナラシ対策、野菜価格安定制度などの類似制度は、どちらかを選択して加入します。

※ゲタ対策につきましては、同時に加入できます。

◎現在は当分の間の特例として、野菜価格安定制度の利用者が初めて収入保険に加入する場合、最初の2年間に限り収入保険と野菜価格安定制度を同時利用することができるようになっています。

(2) 対象収入

農業者が自ら生産した農産物の販売収入全体

※簡易な加工品 (精米、もちなど) は含まれます。

※一部の補助金 (畑作物の直接支払交付金等の数量払) は含まれます。

※肉用牛、肉用子牛、肉豚、鶏卵は、マルキン等の対象なので除きます。

(3) 補填の仕組み

○保険期間の収入が**基準収入の9割** (5年以上の青色申告実績がある場合の補償限度額の上限) を下回った場合に、下回った額の**9割**を**上限に補填**します。

※基準収入は、農業者ごとの過去5年間の平均収入 (5中5) を基本とし、規模拡大など保険期間の営農計画も考慮して設定します。

※「掛捨ての保険方式」に「掛捨てとまらない積立方式」も組み合わせるかどうかは選択できます。補償限度額は基準収入の9~5割の中から選択できます。

※保険方式の支払率は9~5割、積立方式の支払率は9~1割の中から選択できます。

○農業者は、**保険料、積立金等**を支払って加入します。(任意加入)

※保険料は掛捨てになります。保険料率は、1.23% (50%の国庫補助後) で、自動車保険と同様に、保険金の受取がない方は、段階的に保険料率が下がっていきます。

※積立金には、75%の国庫補助があります。これは自分のお金であり、補填に使われない限り、翌年に持ち越されます。

※保険料、積立金は分割払 (最大9回) や制度資金の活用ができます。

※税務申告上、保険料及び付加保険料 (事務費) は、必要経費 (個人) 又は損金 (法人) に計上します。積立金は、預け金として取り扱います。

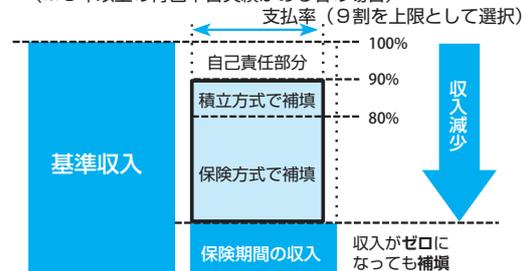
農業保険 (収入保険・農業共済)

基本のタイプ

- 例えば、**基準収入1,000万円**の方の場合、保険料8.9万円、積立金22.5万円、付加保険料(事務費)2.2万円、**最大810万円の補填**が受けられます。
- このタイプは、保険期間の**収入がゼロ**になったときは、**810万円**(積立金90万円、保険金720万円)の**補填**が受けられます

基本のタイプの補填方式

(※5年以上の青色申告実績がある者の場合)



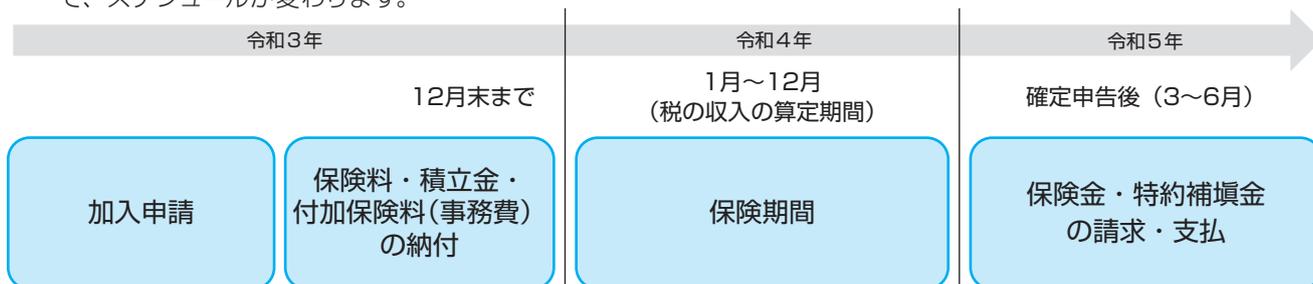
「基準収入」は、過去5年間の平均収入(5中5)を基本に規模拡大など、保険期間の営農計画も考慮して設定

補償の下限(基準収入の50%、60%、70%)を選択することで、最大約4割安い保険料で加入することもできます。

加入・支払等手続きのスケジュール

※保険期間が令和4年1月～12月の場合のイメージです。

※保険期間は税の収入の算定期間と同じです。法人の保険期間は、事業年度の1年間です。事業年度の開始月によって、スケジュールが変わります。



※ 保険料・積立金は分割支払もできます。
(最終の納付期限は保険期間の8月末)

※ 保険期間中に災害等により資金が必要な場合は、つなぎ融資(無利子)を受けることができます。

詳しい内容については、お近くの農業共済組合、全国農業共済組合連合会、又は農林水産省経営局保険課(03-6744-7147)へお問い合わせください。

自然災害等のリスクに備えるためのチェックリストと農業版BCP

近年、自然災害(台風・大雪)等が多発しており、農林水産関係の被害額も増加傾向にあります。こうした中、農業者の皆様が自然災害等への備えに取り組みやすいものとなるよう「自然災害等のリスクに備えるためのチェックリスト」と「農業版BCP(事業継続計画)」フォーマットを作成しました。(令和3年1月公表)

今回作成した「自然災害等リスクに備えるためのチェックリスト」では、平時からのリスクに対する備えや台風等の自然災害への直前の備えをチェックリスト形式で確認することができます。また、「農業版BCP(事業継続計画)」は、インフラや経営資源等について、被害を事前に想定し、被災後の早期復旧・事業再開に向けた計画を定めるものです。

農業版BCPの策定は、決して難しいものではなく、各々の具体的な取組については、既に経験として備わっていることも少なくありません。それらを「見える化」することで、自然災害への備えとなるだけでなく、平常時における自らの経営の見直し改善にも繋がります。

チェックリスト、農業版BCPは、農林水産省ホームページに掲載しています。

- 参考：農林水産省 自然災害等のリスクに備えるためのチェックリストと農業版BCP
- https://www.maff.go.jp/j/keiei/maff_bcp.html

農業共済

- 自然災害で作物の収穫量が減少したり、園芸施設に損害が出た場合や家畜が死亡したり、診療を受けた場合に補償します。
- 以下の作物を栽培、家畜を飼養、園芸施設を所有又は管理している農業者が加入できます。

農業共済の種類	対象となる作物等
農作物共済	水稻、陸稲、麦
果樹共済	うんしゅうみかん、なつみかん、いよかん、指定かんきつ※、りんご、ぶどう、なし、もも、おうとう、びわ、かき、くり、うめ、すもも、キウイフルーツ、パインアップル
畑作物共済	ばれいしょ、大豆、小豆、いんげん、てん菜、さとうきび、スイートコーン、たまねぎ、かぼちゃ、ホップ、茶(一番茶)、そば、蚕繭
家畜共済	牛、馬、豚
園芸施設共済	ガラス温室、ビニールハウス等の園芸施設

※指定かんきつとは、はっさく、ほんかん、ネーブルオレンジ、ぶんたん、たんかん、さんぼうかん、清見、日向夏、セミノール、不知火、河内晩柑、ゆず、はるみ、レモン、せとか、愛媛果試第28号、甘平をいいます。

※補償内容は以下の通りです。

【農作物共済、果樹共済、畑作物共済】

自然災害(風水害、干害、冷害、雪害、その他の気象上の原因(地震及び噴火を含む)による災害)、火災、病虫害及び鳥獣害により**収穫量が減少した場合**、**果樹の樹体が損傷した場合**に共済金が支払われます。

【家畜共済】

家畜が**死亡・廃用となった場合**、**疾病や傷害の診療を受けた場合**に共済金が支払われます。

【園芸施設共済】

自然災害、火災、破裂、爆発、航空機の墜落及び接触、航空機からの物体の落下、車両及びその積載物の衝突及び接触並びに鳥獣害により、**園芸施設が損害を受けた場合**に、施設の新築時の資産価値の10割を上限に共済金が支払われます。

※農業者の選択により、附帯施設、復旧費用、撤去費用、施設内農作物(病虫害による損害も含む)の補償を追加することができます。

- 加入者の負担を軽減するため、**掛金の原則50%を国が負担します**。

また、自動車保険と同様に、**共済金の受取実績に応じて、翌年の掛金率が変動**します。

- これらの他、農業共済組合では、自主的事業として、農機具や倉庫内の農産物(米、麦、大豆、りんご等)に損害が出た場合に補償する任意共済を実施しています。

【お問い合わせ先】

最寄りの農業共済組合

全国新規就農相談センターの活動内容

全国新規就農相談センターでは、新規就農に関する様々な支援活動を行っています。大きく分けると、①日常の相談活動・情報提供、②体験・研修活動への支援、③農業法人への就職支援です。①日常の相談活動・情報提供は、就農希望者の円滑な就農（後継者不在の農業経営の第三者継承を含む）に向けたオンライン・対面等による相談、手軽に豊富な情報が得られるホームページの開設や、就農相談関連資料の作成により、情報を発信しています。また2020年から、実際に新規就農した方等をゲストに、就農までの道のりや成功のポイントについて何う就農セミナーを開催しています。②体験・研修活動は、農業法人での体験と、学校での体験・研修を用意しています（P8～9）。

③農業法人への就職支援は、農業法人等の求人情報の収集および発信、「新・農業人フェア」の紹介のほか、無料職業紹介所としても活動しています。



■各支援内容への問い合わせ先

全国新規就農相談センター 〒102-0084 東京都千代田区二番町9-8 中労基協ビル2階 一般社団法人全国農業会議所内
TEL: 03-6910-1133 FAX: 03-3261-5131 URL: <https://www.be-farmer.jp>

〈新規就農相談活動〉

ベテランの就農相談員による個別の就農相談（予約が必要）、新規就農相談会・農業法人合同会社説明会・新規就農セミナーなどを同時に行う「新・農業人フェア」の紹介、就農相談の基礎資料となる「自治体等による新規就農者受入支援情報」などの公開、農業法人等による求人情報の収集・発信などを行っています。

全国新規就農相談センターでは、就農にあたって必要となる制度・事業などの紹介や求人・研修情報などを満載し

たホームページを開設しています。年間210万件以上のアクセスがあり、多くの方が活用しています。また、新規就農者の受け入れを希望する農業法人も活用しており、就農情報だけにとどまらず、農業経営者向けの情報も充実しています。

多くの都道府県新規就農相談窓口（P44～45）でもホームページを開設しており、各県の農業概要や新規就農の支援措置が閲覧でき、電子メールで相談もできます。



就農相談員によるメール相談

紹介する「メール相談」は、全国新規就農相談センターに寄せられた電子メールでの相談に対して、相談員が実際に回答したものです。なお、掲載にあたっては、回答の一部を割愛したり表現を変えるなど編集しています。 (文責 編集者)



農業を始めようとする場合、
どんな心構えが要りますか？

**強い意欲と情熱。
起業マインドを持つことです。**

A

まずは、農業や農村にいろんな夢やあこがれを持つことが大切です。そして、実際に農業を始めようとする場合は、「夢を現実のものにするぞ!」という強い意欲と情熱が欠かせません。例えば、成長産業の一つとして注目を集めている農業の分野で、「立派な経営者になってやるぞ!」という起業マインドが必要となります。

最新の新規就農者のアンケート結果(「新規就農者の就農実態に関する調査・2021年」)を見ると、「農業が好きだから」

「自然や動物が好きだから」といった自然・環境志向の理由が56%、「自ら経営の采配を振れるから」が52%、「農業はやり方次第でもうかるから」が35%を占めるなど、農業経営者としての裁量や経済面での可能性に着目する新規就農者が増えてきています。

農村の現場でも、強い意欲と情熱をもとに、経営能力を磨きながら営農を続け、農村に定着してくれることを望んでいます。



農業を始める前に、農作業や農村生活を
体験した方がよいですか？

**非常に大切なことです。
ぜひ体験してみてください。**

A

農業や農村生活の経験がまったくない人が新しく就農しようとする場合、その前に、作りたい作物・飼いたい動物に実際に触れて、栽培や飼育を体験してみたり、農村生活を体験しておくことは非常に大切なことです。

なかでも特に、技術的な面での経験を、ある程度は積んでおく必要があるでしょう。それには、高校・大学など農業

関係の学校で教育を受ける方法が考えられますが、農家に入って実習するののも一つの方法です。

親類縁者に農家がいればよいのですが、いない場合には、お住まいの新規就農相談窓口(P44～45)などにお問い合わせください。

Q

農業をやりたいと思っているのですが、
何を作ったらいいのか悩んでいます。
どうやって決めたらよいのですか？

野菜・花き・果樹が一般的で、
農地の面積などから絞り込みます。

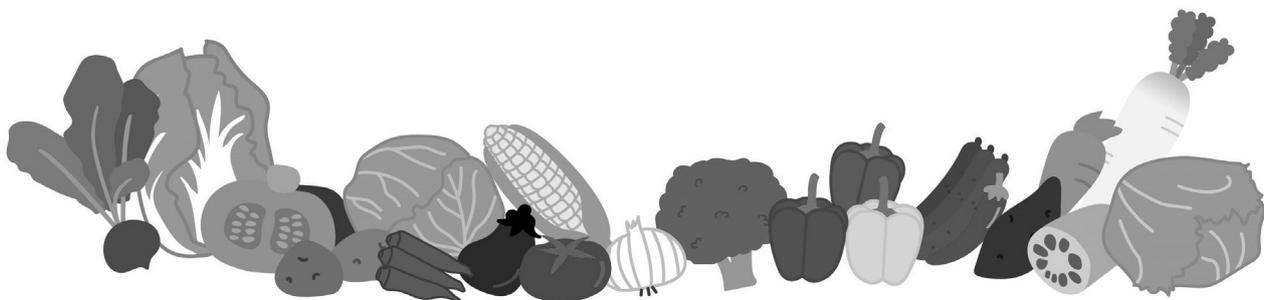
A

まずは野菜、花き、果樹、米など、どんな作物に興味や関心があるのかを絞ったうえで、その作物を選択した場合の栽培方法として、慣行の農業に取り組むのか、それとも有機農業に取り組むかなどを決めてみてはどうでしょうか。

次に農地について考えます。新しく農業経営を始める場合は、取得できる農地面積が限られてきます。また、家族など農業で働ける労働力の人数も限られます。そのため、取得できる農地面積と農業で働ける労働力の人数を考えな

がら、その作物の10アール当たりの農業所得の水準をにらんで選んでいくことになります。

新規就農者の場合、一般的に小さな経営面積でも、面積当たり農業所得の多い労働集約的な作物を選ぶことになります。実際、新規参入者の多くは、小さな経営面積でも所得が高くなる野菜・花き・果樹といった園芸作物を経営作物に選んでいます。





就農前の研修先の選び方と研修はどれくらいの期間が必要ですか？

**研修先は一般農家・農業法人。
研修期間は1年以上2年未満。**

A

最新の新規就農者のアンケート結果（「新規就農者の就農実態に関する調査・2021年」）を見ると、就農前の農業研修は、「実践的な経営技術が学べる」「希望作目の研修ができる」農家・農業法人が7割を占めています。そのほかの研修先としては、農業大学校（9%）、市町村・市町村公社・農協（11%）などです。

就農前の農業研修を実際に行った期間は、「1年以上2年未満」（47%）が最も多く、次いで「2年以上3年未満」（21%）です。新規就農者が必要と考えている農業研修の期間は、「1年以上2年未満」（51%）が最も多く、次いで

「2年以上3年未満」（22%）です。概ね実際の研修期間と必要な研修期間が合致しています。

就農前の農業研修は、一般的に言えば、少なくとも2年前後は必要です。1作物について、〈播種―定植―栽培管理―収穫〉という1サイクルを通した実践的な研修が必要だからです。研修期間を1年とすると、1年1作の稲作や施設トマトなどでは作物の1サイクルの途中から研修に入る場合があり、1サイクルを通した研修ができなくなる場合があります。農業技術研修は2年と考える方がいいでしょう。



農業法人での就職を考えていますが、農業で働く場合取得しておいた方がいい資格はありますか。また、資格を取ることは就農において有利になるのでしょうか。

マニュアル車の免許があると選択肢が広がる。

A

農業で働く場合取得しておいた方がいい資格はあるかということにつきましては、酪農の場合、人工授精士の資格があった方がいいと言われていますが、耕種作物の場合、しいて言えば、車の運転免許（オートマ限定ではなくマニュアル車）は必須だと言えます。農業法人によっては、トラクターが運転できる「大型特殊（農耕用）」や「けん引自動車運転免許（農耕用）」を求めているケースも見受けられます。

農業関連の資格はそのほか「農業機械士」、「毒物劇薬取

扱者資格（一般、農業用品目）」、「危険物取扱者資格（乙種4類）」などいろいろありますが、農業法人が求人募集をかける場合、マニュアル車の運転免許を持っていることが前提になっているようです。

また、農業についての知識を高めたいのであれば、全国農業会議所が事務局として実施している「日本農業技術検定」（<https://www.nca.or.jp/support/general/kentei/>）の受験をお勧めします。

Q

41歳で、私のような素人が農業法人就職後、独立就農を目指す手立てがあるのでしょうか。

40代の新規就農は、
研修→独立就農が基本となる。

A

まず、「農業法人就職後、独立就農を目指す」というコースは、一般論として「20歳代から30歳代前半」の若い年代層がたどる流れです。また、農業法人の求人サイトを見ると、年齢制限35歳、40歳というところも結構多いというのが実態ではあります。

一般論ではありますが、40代で、「農業法人就職 → 独立就農」のコースを歩むことは非常に難しいと思います。よって、「研修 → 独立就農」のコースが基本になると思います。

新規就農を考える場合、就農作目と就農先（場所）をどうするかが大きな問題です。

就農する場所が定まれば、借りられる農地があるのか、また相談者様が目指す経営作物を栽培している研修受け入れ農家があるのか等、役所や農業委員会と相談してみてもいかがでしょうか。独立就農を受け入れる地域のシステムがあるのかどうかについて、NPO法人や地元農家と相談することもお勧めします。

Q

有機農業に興味がありますが、未経験なので不安です。
まずは有機農業を体験できるところがありますか？

就農相談会やマルシェで相談 or
ウェブサイトを探す。

A

あります。有機農家は、研修を通して就農した方が多く、これから農業を始めたい方に好意的です。相談会やマルシェなどで会った農家に相談してはいかがでしょうか。また、ウェブサイト「有機農業をはじめよう!」にも研修先情報が掲載されています。希望にあった研修先を探し、直接尋ねてみることをお勧めします (<https://yuki-hajimeru.net/>)。

有機農業についての相談窓口は41ページの「有機農業相談窓口一覧」をご確認下さい。

「どこに相談したらいいかも分からない」、「有機農業についてまず質問してみたい」などの方は、有機農業参入全国相談窓口にお問い合わせ下さい。



有機農業相談窓口一覧

都道府県	機関名	電話番号
全国	有機農業参入全国相談窓口	0558-79-1133
北海道	津別町有機農業推進協議会	0152-76-3322
	北海道有機農業生産者懇話会	011-385-2151
	(公財)農業・環境・健康研究所 名寄研究農場	01654-8-2722
青森県	青森県農林水産部食の安全・安心推進課環境農業グループ	017-734-9353
岩手県	一関地方有機農業推進協議会	0191-75-2922
	岩手県農林水産部農業普及技術課	019-629-5652
宮城県	宮城県農林水産部農産園芸環境課	022-211-2846
秋田県	NPO法人永続農業秋田県文化事業団	018-870-2661
	公益社団法人秋田県農業公社	018-893-6212
山形県	遊佐町有機農業推進協議会	0234-72-3234
	山形県農林水産部農業技術環境課	023-630-2481
福島県	(公財)福島県農業振興公社 青年農業者等育成センター	024-521-9835
	福島県農業総合センター有機農業推進室	024-958-1711
	NPO法人ゆうきの里東和ふるさとづくり協議会	0243-46-2116
茨城県	NPO法人アグリやさと	0299-51-3117
	茨城県農林水産部産地振興課	029-301-3931
	NPO法人あしたを拓く有機農業塾	090-2426-4612
栃木県	NPO法人民間稲作研究所	0285-53-1133
	栃木県農政部経営技術課環境保全型農業担当	028-623-2286
群馬県	高崎市倉淵町有機農業推進協議会	027-378-3111
埼玉県	小川町有機農業推進協議会	0493-72-1221
千葉県	有機ネットちば	043-498-0389
	山武市有機農業推進協議会	0475-89-0590
東京都	東京都産業労働局農林水産部食料安全課	03-5320-4834
	NPO法人 日本有機農業研究会	03-6265-0148
新潟県	三条市有機農業推進協議会	0256-45-2888
	にいがた有機農業推進ネットワーク	090-1853-4974
	NPO法人雪割草の郷	0256-78-7470
富山県	富山県農林水産部農業技術課	076-444-8292
石川県	金沢市有機農業推進協議会	076-257-8818
福井県	福井県有機農業推進ネットワーク	090-2838-8026
山梨県	山梨県農政部農業技術課	055-223-1618
長野県	(公財)自然農法国際研究開発センター	0263-92-6800
静岡県	一般社団法人MOA自然農法文化事業団	0558-79-1113
愛知県	オーガニックファーマーズ名古屋(オアシス21オーガニックファーマーズ朝市村)	052-265-8371
三重県	公益社団法人全国愛農会	0595-52-0108
滋賀県	NPO法人秀明自然農法ネットワーク	0748-82-7855
京都府	京都府農林水産部農産課環境にやさしい農業推進担当	075-414-4959
	京都乙訓農業改良普及センター	075-315-2906
	山城北農業改良普及センター	0774-62-8686
	山城南農業改良普及センター	0774-72-0237
	南丹農業改良普及センター	0771-62-0665
	中丹東農業改良普及センター	0773-42-2255
	中丹西農業改良普及センター	0773-22-4901
丹後農業改良普及センター	0772-62-4308	
兵庫県	兵庫県農政環境部農林水産局農業改良課	078-362-9210
奈良県	有限会社山口農園～オーガニックアグリスクールNARA	0745-82-2589
和歌山県	和歌山県農林水産部農業生産局果樹園芸課農業環境・鳥獣害対策室	073-441-2905
	NPO法人和歌山有機認証協会	073-499-4736
鳥取県	鳥取県農林水産部農業振興戦略監生産振興課	0857-26-7415
島根県	島根県農林水産部農産園芸課	0852-22-6704
広島県	食と農・広島県協議会	090-7128-6680
山口県	山口県有機農業団体連絡協議会	090-7121-1697
	山口県有機JAS制度普及推進協議会	083-775-2001
徳島県	NPO法人とくしま有機農業サポートセンター	0885-37-2038
香川県	香川県農政水産部農業経営課	087-832-3411
愛媛県	今治市有機農業推進協議会	0898-36-1542
高知県	高知県農業振興部環境農業推進課	088-821-4545
熊本県	くまもと有機農業推進ネットワーク	080-5144-5045
	特定非営利活動法人熊本県有機農業研究会	096-223-6771
大分県	NPO法人おおいた有機農業研究会	097-567-2613
鹿児島県	鹿児島有機農業技術支援センター	0995-73-3511
沖縄県	(公財)農業・環境・健康研究所 大宜味農場	0980-43-2641

コラム

全国新規就農相談センターでは、就農に役立つ情報を『新規就農メールマガジン』で配信しています。メールマガジンで掲載した相談員のコラムの一部をご紹介します。

① 農地の見つけ方

全国新規就農相談センター実施の新規就農者への実態調査によると、新規参入者（非農家出身者が農地の権利を取得し新たに農業経営を行う）が就農時に最も苦労した点は「農地の確保」です。

相談に来られる就農希望者のほとんどは農地のあてがありません。就農の基本は「どこで」、「何を」ですから、農地が決まらなければ作る物もまなりません。

そこで、就農相談では会話のキャッチボールをしながら「おじいちゃん、おばあちゃんの住まいは?」、「そこに農地はありませんか?」など、たとえば、家族、親族等から確保できる農地の有無等、手がかりを探します。そして、ない場合の探し方の一つとして、就農希望地（市町村等）の就農支援制度を調べたりします。

今は、各県やほとんどの市町村、JA等が事業主体となり、就農希望者向けに「農業担い手塾」などの研修・支援制度を実施しています。つまり、その地に身を置けば、農地の斡旋はもとより、技術サポーターや住居、資金補助制度など、さまざまな支援策を提供してくれる地域もあります（詳しくは当センターホームページから「支援情報」の中の「自治体等による新規就農支援情報」をご覧ください）。

農業がやりたい!という自身の気持ちを大切に、まずは農地の確保に全力を尽くし、その一歩を起点に着実に農地を広げていきたいものです。



② 就農する地域の決め方について

非農家出身者の場合、農家出身者と違い、就農する地域や作目は自由に決められる訳ですが、逆に「どう決めたらいいかわからない」との相談も多いです。

そこで、ヒントとして「①就農する作目を検討する中で就農する地域を固める、②暮らしたい地域の中から選択する」を指摘させていただいています。

例えば、前者の場合、トマトに固まったとすると、全国のトマトの主産地の中から就農地域を考えていくこととなります。具体的には、熊本県や北海道、茨城県、愛知県、千葉県といったところです。

後者については、新規就農の場所は農業生産と同時に生活の場にもなる訳ですから暮らし面にポイントを置いて就農地域を検討するということです。都会生活が嫌になって地方での田舎暮らしを希望される方も多くおられますが、都会生活の便利さも捨てがたく、東京から近い、千葉県、神奈川県、埼玉県での就農をお考えの方も見受けられます。

また、冬場に積雪が多い日本海側ではなく、少ない太平洋側を、さらに温暖な西日本地区を求められる方もおられます。その他、地震の少ない地域を希望される方もおられます。

いずれにしても、「就農する地域」と「就農作目」の間には相互規定関係があり、「就農する作目」を中心に「就農する地域」を決めるか、「就農する地域」を中心に「就農する作目」を決めるかということです。この2つの項目を何度も行き来して、農業体験や情報収集による十分な検討を重ねることにより、将来に悔いの残らない決定をしたいものです。

③ 農業委員会を知ろう

新規就農者や就農希望者は、多かれ少なかれ市町村の農業委員会との関わりが生じることになるのだが、その存在、役割を知らない人が案外と多い。就農相談の際には、その役割や利点などを示しながら「まずは、足を運んでみてはいかが」と案内することもしばしば。

農業委員会は、「農業委員会等に関する法律」に基づいて設置されており、主な任務である「農地等の利用の最適化（担い手への農地利用の集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消、新規参入の促進など）の推進」を中心に、農地法に基づく農地の売買・貸借の許可、農地転用案件への意見具申など、農地に関する事務を執行する行政委員会である。

同委員会は、原則として市町村に1つずつ設置されている。このほか、市町村行政組織には農業政策を推進する担当セクション、例えば農政課、農業振興課などがあり、農業委員会事務局とは組織機構が異なるものの、小規模の自治体では職員が兼務で両方の事務を行っているところもある。その場合は、就農支援に関する情報や農地情報など、ワンストップで情報を入手できるメリットもある。

新規就農を希望する人にとっては、就農者となり農地法により農地を取得（貸借・購入）する際には、同委員会は許可申請を提出する場所となる。また、市町村域内の農地の空き状況や貸し出し希望などの情報、場合によっては中古農業機械の仲介・斡旋の情報、ハウス施設の譲渡などの情報を有しているところもある。加えて、就農希望者への就農相談、農地の斡旋など、地域の農業生産の担い手を育成することなどにも力を入れている。

新規就農をめざす人にとって、農業委員会や行政の農業政策セクションなどは、いわば“就農情報の宝庫”でもある。日頃から足を運び、職員と交流しておくことも大切だろう。

④ 「新規就農実態調査結果」について

非農家出身者が新たに農業経営を始めた場合、どのような経営実態や課題に直面しているのか。

全国新規就農相談センターは1996年以降、3～5年おきに新規就農者（就農後概ね10年）を対象にした調査を行ってきた。このほど、7回目となる最新の調査結果がまとまり、「農業をはじめの.JP」の「調査・統計」の項目にもアップした。

その調査結果の内容のうち、読者にとって注目すべき事項について三点で紹介したいと思う。

一点目は、2016年度の前回調査と比較して、「情報収集など具体的なアクションを起こしてから就農するまでに2年以上をかける割合が減っている」こと。特に、就農時60歳以上の回答者においては、前回71.5%が就農までに2年以上もかかったのに対して、今回の調査では34.8%と、前回と比較して36.7ポイントも減少している。

一方、短期間（1年未満）で就農した割合は、就農時年齢では29歳以下が28.4%と最も大きく40歳代では20.6%と最も小さい。50歳以上で就農までの年数（3年以上）が比較的長い傾向があるものの、全体として、年代による大きな違いは見られなくなっているようだ。

二点目は、「就農1年目の費用と自己資金」の準備状況を見ると、多くの作目部門で営農費用が増加し、自己資金を上回る差額が発生し、資金不足に陥っていること。

例えば、新規就農希望者に人気の高い施設野菜では、営農費用が前回調査の826万円から1,136万円に約4割も増加し、自己資金も前回調査より少し増えたものの、その差額はマイナス815万円にも達している。

その結果、多くの新規就農者が資金の借り入れを行っており、全体では51.1%、施設野菜では71.6%にも達している。借入先を中心となっているのが青年等就農資金で、その占める割合は全体で70.4%、施設野菜でも74.1%を占めている。

三点目は、二点目とも大きく関連することだが、「資金確保の情報収集先として日本政策金融公庫の占める割合が前回の16.5%から29.0%に大幅に増加している」こと。逆に、「親や兄弟、親類、知人」の占める比率が前回の22.6%から13.0%に大幅に減っているようだ。

今年4月から、国の新規就農支援制度の仕組みが一部改正された。その目玉ともいえる「経営発展支援事業」では、機械・施設や家畜導入、果樹・茶改植、リース料を補助事業の対象とし、1,000万円を上限に国が1/2、県が1/4、本人が1/4負担する。要するに、この場合、本人負担は250万円で、750万円の補助が受けられということである。この改正内容も就農実態調査が裏付けていると思われる。

都道府県新規就農相談窓口一覧

就農相談窓口	郵便番号	住所	電話番号	メールアドレス
(公財)北海道農業公社 (北海道農業担い手育成センター)	060-0005	北海道札幌市中央区北5条西6丁目1番地23 北海道通信ビル6階	011-271-2255	ninasen@adhokkaido.or.jp
(公社)あおもり農業支援センター	030-0801	青森市新町2-4-1 青森県共同ビル 6階	017-773-3131	aomori@aomori-nogyoshien.jp
岩手県農業経営・就農支援センター就農サポート (岩手県庁農林水産部農業普及技術課)	020-8570	岩手県盛岡市内丸10-1 岩手県庁 5階	019-629-5654	AF0005@pref.iwate.jp
宮城県農業経営・就農支援センター (公社)みやぎ農業振興公社	981-0914	宮城県仙台市青葉区堤通雨宮町4-17	022-342-9190	sodan@miyagi-agri.com
秋田県農業経営・就農支援センター (公社)秋田県農業公社	010-0951	秋田県秋田市山王四丁目1番2号 秋田地方総合庁舎 5階	018-893-6212	ak-apurt@ak-agri.or.jp
山形県農業経営・就農支援センター (公財)やまがた農業経営・就農支援センター	990-0041	山形県山形市緑町一丁目9-30 緑町会館 4階	023-641-1117	info-shinkishuno@yamagata-nogyo-sc.or.jp
(一社)福島県農業会議 (公財)福島県農業振興公社就農支援センター	960-8043 960-8681	福島県福島市中町8-2 県自治会館 8階 福島県福島市中町8-2 県自治会館 8階	024-524-1201 024-521-9848	07fnkaigi@nca.or.jp center@fkn-syunou.jp
(公社)茨城県農林振興公社	311-4203	茨城県水戸市上国井町3118-1	029-350-8686	ibaraki-ninaite@ibanourin.or.jp
とちぎ農業経営・就農支援センター(公財)栃木県農業振興公社 (一社)栃木県農業会議	320-0047 320-0047	栃木県宇都宮市一の沢2-2-13 とちぎアグリプラザ内 栃木県宇都宮市一の沢2-2-13 とちぎアグリプラザ内	028-648-9515 028-648-7270	info@tochigi-agri.or.jp tochikaigi@tochikaigi.or.jp
群馬県農業経営・就農支援センター (一社)群馬県農業会議内	371-0854	群馬県前橋市大渡町1-10-7 県公社総合ビル 5階	027-280-6171	gnsyunou@nca.or.jp
(公社)埼玉県農林公社	361-0013	埼玉県行田市真名板1975-1	048-559-0551	seinen@sainourin.or.jp
千葉県農業者総合支援センター	264-0014	千葉県千葉市中央区本千葉町9-10 (千葉県JA情報センタービル1階)	0800-800-1944	info@chiba-agri.com
(公財)東京都農林水産振興財団 (一社)東京都農業会議	190-0013 151-0053	東京都立川市富士見町3-8-1 東京都渋谷区代々木2-10-12 JA東京南新宿ビル4F	042-528-1357 03-3370-7145	ninaite-ikusei@tdfaff.com —
(一社)神奈川県農業会議 神奈川県立かながわ農業アカデミー	231-0021 243-0410	神奈川県横浜市中区山下町2番地 神奈川県海老名市杉久保北5-1-1	045-201-0895 046-238-5274	info@kanagawanougyokai.or.jp shuno-ac.ydp@pref.kanagawa.jp
新潟県担い手支援センター(公社)新潟県農林公社 (一社)新潟県農業会議	950-0965 951-8116	新潟県新潟市中央区新光町15-2 県公社総合ビル4階 新潟県新潟市中央区東中通1-86-51 新潟東中通ビル4階	025-281-3480 025-223-2186	ikusei@niigata-nourin.jp niikaigi@coral.ocn.ne.jp
富山県農業経営・就農サポートセンター	930-0096	富山県富山市舟橋北町4-19 富山県森林水産会館 6階	076-441-7396	nou6@taff.or.jp
(公財)いしかわ農業総合支援機構	920-8203	石川県金沢市鞍月2-20	076-225-7621	info@inz.or.jp
(一社)福井県農業会議 (公社)ふくい農林水産支援センター	910-0003 910-0003	福井県福井市松本3-16-10 福井合同庁舎内 福井県福井市松本3-16-10 福井合同庁舎内	0776-21-8234 0776-21-8311	info@f-kaigi.jp ikusei@fukui-affsc.jp
(公財)山梨県農業振興公社 (山梨県就農支援センター)	400-0034	山梨県甲府市宝1-21-20 NOSAI会館内	055-223-5747	ninaite@y-nk.jp
(公社)長野県農業担い手育成基金	380-0826	長野県長野市大字南長野北石堂町1177-3 JA長野県ビル4階	026-236-3702	ninaite@nagano-ninaite.or.jp
(一社)岐阜県農畜産公社 (ぎふアグリチャレンジ支援センター)	500-8384	岐阜県岐阜市藪田南5-14-12 岐阜県シンクタンク庁舎内	058-215-1550	agri-stock@gifu-notiku.com
静岡県農業経営・就農サポートセンター (公社)静岡県農業振興公社内	420-0853	静岡県静岡市追手町9-18 静岡中央ビル 7階	054-250-8989	nougyoukeieisudanjyo@shizuoka-nk.or.jp
愛知県立農業大学校 企画研修部就農企画科 (農起業支援ステーション)	444-0802	愛知県岡崎市美合町字並松1-2	0564-51-1034	noudai@pref.aichi.lg.jp
(公財)三重県農林水産支援センター	515-2316	三重県松阪市嬉野川北町530	0598-48-1226	ninaite4@aff-shien-mie.or.jp

農業体験をする場合
農業法人に就職する
研修を経て独立する
自営農業経営を始める
就農を支援するさまざまな仕組み
新規就農について相談する

就農相談窓口	郵便番号	住所	電話番号	メールアドレス
滋賀県就農相談センター (公財)滋賀県農林漁業担い手育成基金)	520-0807	滋賀県大津市松本1丁目2-20 滋賀県農業教育情報センター2階	077-523-5505	shiganou@sepia.ocn.ne.jp
農林水産業ジョブカフェ (京都ジョブパーク農林水産業コーナー)	601-8047	京都府京都市南区東九条下殿田町70	075-682-1800	norin@kyoto-jobpark.jp
大阪農業つなぐセンター (大阪府環境農林水産部農政推進課経営強化グループ内)	559-8555	大阪府大阪市住之江区南港北1-14-16 大阪府咲洲庁舎22階	06-6210-9596	Nougyou@gbox.pref.osaka.lg.jp
ひょうご就農支援センター	650-0011	兵庫県神戸市中央区下山手通4丁目15-3 兵庫県農業共済会館3階	078-391-1222	shyunou@forest-hyogo.jp
奈良県農業経営・就農支援センター	630-8501	奈良県奈良市登大路町30 県庁分庁舎5階	0742-27-7419	nokaigi@silver.ocn.ne.jp
わかやま農業経営・就農サポートセンター (和歌山県経営支援課)	640-8585	和歌山県和歌山市小松原通1-1	073-441-2932	e0709001@pref.wakayama.lg.jp
鳥取県農業経営・就農支援センター	680-8570	鳥取県鳥取市東町1-220	0857-26-7262	keieishien@pref.tottori.lg.jp
(公財)しまね農業振興公社	690-0876	島根県松江市黒田町432-1 (土地改良会館3階)	0852-20-2872	start@agri-shimane.or.jp
岡山県農業経営・就農相談センター (公財)岡山県農林漁業担い手育成財団)	703-8278	岡山県岡山市中区古京町1-7-36 岡山県庁分庁舎4階	086-226-7423	ninaite@ninaiteokayama.or.jp ninaite@ninaiteokayama.or.jp
広島県農業経営・就農支援センター (広島県就農支援課)	730-8511	広島市中区基町10-52 県庁本館4階	082-513-3531	noushien@pref.hiroshima.lg.jp
山口県農業経営・就農サポートセンター	753-8501	山口県山口市滝町1-1	083-933-3375	a17300@pref.yamaguchi.lg.jp
(一社)徳島県農業会議 (公財)徳島県農業開発公社	770-0011 770-0011	徳島市北佐古一番町5-12 徳島県JA会館内 徳島市北佐古一番町5-12 徳島県JA会館内	088-678-5611 088-624-7247	home@tokukaigi.or.jp home@tokushima-kousha.jp
(公財)香川県農地機構 (一社)香川県農業会議	760-0068 760-0068	香川県高松市松島町1-17-28 県高松合同庁舎内 香川県高松市松島町1-17-28 県高松合同庁舎内	087-831-3211 087-812-0810	k-nk@nifty.com kk37006@kgwagri.or.jp
(公財)えひめ農林漁業振興機構	790-0003	愛媛県松山市三番町四丁目4-1 愛媛県林業会館4階	089-945-1542	enk-ikusei@enk.or.jp
高知県新規就農相談センター	780-0850	高知県高知市丸ノ内1丁目7番52号 高知県庁西庁舎3階	088-824-8555	kochikaigi@nca.or.jp
(公財)福岡県農業振興推進機構 (一社)福岡県農業会議	810-0001 810-0001	福岡県福岡市中央区天神4-10-12 JA福岡県会館内 福岡県福岡市中央区天神4-10-12 JA福岡県会館内	092-716-8355 092-711-5070	syunou@f-ap.org n9faca@bronze.ocn.ne.jp
さが農業経営・就農支援センター	849-0925	佐賀県佐賀市八丁畷町8-1 佐賀総合庁舎4階	0952-20-1590	shinki_shunou@saga-agri.or.jp
長崎県新規就農相談センター	854-0062	長崎県諫早市小船越町3171	0957-25-0031	s070301@pref.nagasaki.lg.jp
熊本県農業経営・就農支援センター (熊本県新規就農支援センター)	862-8570	熊本県熊本市中央区水前寺6丁目18番1号 本館	096-385-2679	center@kuma-farm.jp
(公社)大分県農業農村振興公社	870-0044	大分県大分市舞鶴町1-4-15 農業会館別館2階	097-535-0400	kousha@onk.oita.jp
(公社)宮崎県農業振興公社 担い手支援課	880-0913	宮崎県宮崎市恒久一丁目7番地14	0985-51-2631	kokeisi4@mnk.or.jp
(一社)鹿児島県農業会議 (公社)鹿児島県農業・農村振興協会	890-8577 890-8577	鹿児島県鹿児島市鴨池新町10-1 (11階) 鹿児島県鹿児島市鴨池新町10-1 (11階)	099-286-5815 099-213-7223	— syunou@ka-nosinkyo.net
沖縄県新規就農相談センター	901-1112	沖縄県島尻郡南風原町字本部453番地3 土地改良会館3階	098-882-6801	shinkisyuno@onk.or.jp

農業体験をする場合

農業法人に就職する

研修を経て独立する

自営農業経営を始める

就農を支援するさまざまな仕組み

新規就農について相談する



新規就農者・就農希望者へのエール



東京農業大学国際食料情報学部

教授／堀部 篤

農家になるのは大変か？

食料自給率の低下、後継者不足、移住受入支援の話を知ると、社会全体が新しく農業を始める人を求めているように感じます。ところが、いざ情報を集めてみると、成功事例がPRされる一方で、技術習得には体力と根気が必要、平均所得は低い、初期費用がかかる、条件の良い農地の獲得は困難など、農家になるのは大変に思えます。

本当でしょうか。農家になるとは、経営主として事業を開始することです。例えば、ラーメン屋、アプリ開発、美容院、

土建業者などの他の産業と比較したらどうでしょう。技術習得（研修施設・農家がいる）、初期費用（無利子資金あり）、事業が安定するまでの生活費（助成金あり）、不動産（農地紹介）、販売競争（JA等集団の一員として販売可能）、廃業率、いかがですか。農家は比較的、難しくないとも言えそうです。経営の観点はもちろん重要ですが、それよりもむしろ、自分自身が、農作業を根気強く継続できるか、それをしたいか、その見極めが大切かもしれません。みなさんの事業発展を楽しみにしています。

先輩新規就農者／しげきよ農園 代表

新・農業人ネットワーク／重清 信夫

（山口県防府市で2003年に新規就農）



相談・視察・体験で情報リテラシー向上を！

メディア・インターネット・SNS等を通じて様々な情報を収集出来る昨今、就農に関する情報収集も行いやすいです。しかしながら注意しないといけない部分もあります。

興味のある事柄や、都合の良い情報ばかり多く収集したり、反対にネガティブな事柄ばかり受け止めたりと、偏ってしまう傾向も少なくないと思います。

そこで大切な事は、「新・農業人フェア」などのガイダンスで、地域・企業・団体などの情報収集を行い、ブースに立

ち寄り相談し疑問の解決を図り、可能な限り視察・体験（インターンシップ）を通じて、実際の状況や声を見聞きする事です。

これらを繰り返す事で、情報リテラシーを向上させ、就農へと繋げて頂けたらと思います。

迷いは就農する前にする事で、就農スタートしてからする事ではありません。

健康に過ごして一生続けていけるお仕事！ 農業へのチャレンジをお待ちしております。

移住について詳しく知りたい

地方での就農や就職について教えてほしい

「移住・交流情報ガーデン」で 気軽に移住相談！

総務省が、地方移住に関する情報提供や
相談支援の一元的な窓口として開設した「移住・交流情報ガーデン」。

地方移住に関する一般的な相談に対応しているほか、
地方での就農や就職などの相談には専門の相談員が対応します。
また、移住に関するセミナー・移住相談会が随時開催されています。



気になることを
聞いてみよう！



移住・交流情報ガーデン

営業時間 [平日] 11:00~21:00 [土日祝] 11:00~18:00

休館日 月曜(祝日の場合は、翌営業日)・年末年始

所在地 東京都中央区京橋1丁目1-6 越前屋ビル

アクセス JR/東京駅【八重洲中央口】より徒歩4分
地下鉄/東京メトロ銀座線 — 京橋駅より徒歩5分
東京メトロ銀座線 }
東京メトロ東西線 } 日本橋駅より徒歩5分
都営浅草線 }



▼ 移住に関するセミナー・移住相談会の
開催情報はwebサイトでチェック！



「農業を始めたい」と思ったら!!

全国新規就農相談センター

農業を
はじめたいけど、
どこに相談すれば
いいかわからない

どこで農業を
はじめたいか
決まっていない

どんな作物を
作りたいか
決まっていない

農業を
はじめる人向けの
融資や補助金に
ついて知りたい

まずは当センターにご相談ください!! **相談無料**

対面 での相談

全国新規就農相談センターの
窓口で、専門の相談員が
対応いたします。



◀ご予約は
コチラ

オンライン での相談

Zoomを使って、専門の
相談員が対応いたします。



◀ご予約は
コチラ

メール での相談

いただいたご相談に対して、
専門の相談員が回答いたします。



◀メール相談は
コチラ

電話 での相談

まずはこちらまで
お電話ください。



03-6910-1133

全国農業会議所は、昭和62年から新規就農支援事業の一環として、「全国新規就農相談センター」を設置しています。
センターでは、新規就農に関する様々な支援活動を行っています。

問合せ先

全国新規就農相談センター (一般社団法人全国農業会議所)

〒102-0084 東京都千代田区二番町9-8 中労基協ビル2階

TEL: **03-6910-1133** [対応時間: 平日9~17時] FAX: 03-3261-5131

- 東京メトロ有楽町線「麴町駅」4番出口 徒歩4分
- JR「四ツ谷駅」麴町口 徒歩8分



公式HP「農業をはじめ.jp」



@ncabefarmer



@shuunou



@be_farmer.jp



チャンネル名「全国新規就農相談センター」

就農情報ポータルサイト

農業をはじめめる.JP

農業に興味を持たれた方、農業で働いてみたいと考え始めた方向けに役立つ情報を集めたポータルサイトです!

全国の自治体、民間企業、団体等が開催する就農相談会、農業体験、農業研修、農業法人の求人情報なども幅広く掲載。あなたの就農検討段階に応じた情報がきっと見つかります!



<https://be-farmer.jp>



※「農業をはじめめる.JP」は、農林水産省の補助事業として、(一社)全国農業会議所(全国新規就農相談センター)が運営しています。

新規就農者の“リアル”な経験談と就農成功のポイントが聞ける!

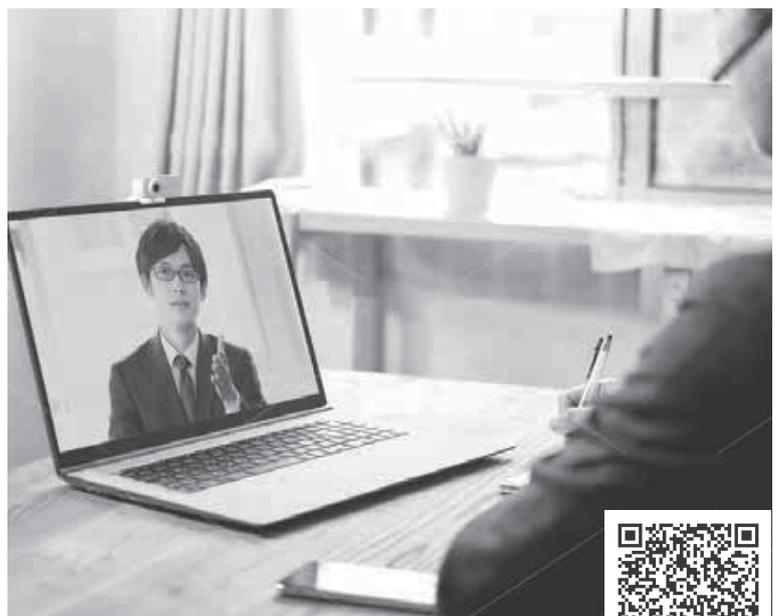
オンライン就農セミナー

参加無料

全国新規就農相談センターでは、農業に興味のある方、農業を本格的に始めたい方などを対象に、オンラインの就農セミナーを開催しています。

ゲストに新規就農者等を招き、就農に至った経緯や、研修から独立するまでの道のり、就農成功へのポイントを伺います。視聴者からの質問もリアルタイムで受け付けてその場で回答いたします。

「何となく農業に興味があるけど、何から始めていいかわからない」という方から「本格的に農業をやってみよう」という方まで「農業」に興味のある皆様のご参加をお待ちしております。



最新の開催情報はコチラ▶



農業の
初めの一步を
応援します。

New Farmers Fair

2022-2023

入場無料

服装自由

当日参加OK

※コロナにより事前予約を推奨しております。

未経験者歓迎

入退場自由

2021年度実績

出展 **568** 団体 参加者 **5,039** 名
(外部からのリモート参加者含む)

東京・大阪
全8日間開催!

農業の魅力と仕事が集まる
「国内最大級」イベント

新・農業人フェア

「いつかは独立して農業を仕事にしたい」「家族と一緒に農業で新生活を始めたい」「農業に興味があるが何から始めたら良いかわからない」など、農業に興味がある方、これから農業に初めの一步を踏み出そうという方、農業を仕事にしようと考えている方など、様々な方が農業に関する情報を得ることができます。イベント会場では各自治体や農業法人に直接質問ができたり、資金や農地、国の支援制度や各種セミナーなど、様々なコンテンツをご用意しております。お一人ではもちろん、お友達同士やご家族連れでもお気軽にご来場いただけます。

農業EXPO 開催時間(全会場共通) 10:00~16:30

日本全国から自治体、農業法人、就農支援機関など各種団体が多数出展。農業未経験者から独立就農希望者まで様々な情報を集めることができます。

開催日程

7/23(土) 東京国際フォーラム	10/23(日) 東京国際フォーラム
11/26(土) ハービスホール(大阪)	2023年 1/14(土) 東京国際フォーラム

農業就職・転職LIVE 開催時間(全会場共通) 10:00~16:30

出展団体を農業法人に特化した就農相談会。社長や人事担当者に仕事内容や職場環境など具体的な話が聞けます。学生・求職者・社会人の方も大歓迎!

開催日程

8/27(土) 日本橋プラザ	11/5(土) 日本橋プラザ
12/3(土) 梅田スカイビル(大阪)	2023年 1/28(土) 日本橋プラザ

イベント詳細はHPまたはSNS等をご確認ください(HPにて来場予約受付中)

新・農業人フェア
ホームページはこちら

www.shin-nogyojin-yumex.com

新・農業人フェア

検索



@shin.nogyojin



@shin.nogyojin



@shin.nogyojin



SHIN.NOGYOJIN